

Title	「真実且つ公正なる概観」考<その3>：意を中心に
Sub Title	A Study of 'A True and Fair View' : On the Meaning
Author	友岡, 賛(Tomooka, Susumu)
Publisher	
Publication year	1988
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.30, No.6 (1988. 2) ,p.1- 34
JaLC DOI	
Abstract	本稿の課題に就いて凡百の学説乃至見が存することは言を俟たない。が然し,本稿に於ける我々の目的は,所謂学説研究にではなくして,我々自身の所思を表白することに存する。然れば,我々が吟味した多くの学説乃至見に就いては,その極々一部のみを引くに留め置いている。尚且つ,本稿に於いて引く学説乃至見に就いても,その内容及びそれに関わる我々の見の多くは註記として叙している。冗長な論述を避ける為に,然して,能う限り明示的に我々自身の所思を表白する為に,敢えて斯くの如き方法を採用している。
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19880225-04054349

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「真実且つ公正なる概観」考 <その3>

—意を中心に—

友 岡 賛

本稿の課題に就いて凡百の学説乃至見が存することは言を俟たない。が然し、本稿に於ける我々の目的は、所謂学説研究にではなくして、我々自身の所思を表白することに存する。然れば、我々が吟味した許多の学説乃至見に就いては、その極々一部のみを引くに留め置いている。尚且つ、本稿に於いて引く学説乃至見に就いても、その内容及びそれに関わる我々の見の多くは註記として叙している。

冗長な論述を避ける為に、然して、能う限り明示的に我々自身の所思を表白する為に、敢えて斯くの如き方法を採用している。

I 問題の所在

「抑会計なるものは判断の所産である。」との如くに指摘されてから久しい。

今も尚同断である。

成程、会計に就いて論われる問題は、並べて判断なるものの存在に起因している。

その対象たる経済事象が多様にして複雑なものであるが故に。

然れども、会計は社会的な行為である。

苟も、社会的な行為である以上、そこで為される判断が肆意的なものであっては成らないことは言を俟たない。のみならず、個人的な主観に容易く左右される様なものであっても成らない。

然れば、判断のメルクマールと成り得る様な、基本理念ともいべきものが必要である。

我々は、「公正性 (fairness)¹⁾」をもって会計の採るべき基本理念とする。

会計なるものの究竟的な目的はいわば社会的な秩序の維持に存し、所謂利害調整職能の遂行こそ²⁾

1) 「公正性 (fairness)」という概念の意に就いては、以下を参照されたい。

友岡賛「会計の基本理念としての fairness——イギリス会社法の要請を中心に——」『国際会計研究学会年報—1984年度—』1985年3月, pp. 105-117.

友岡賛「『公正性概念』考 <序>——利害調整会計の意義を中心に——」『三田商学研究』第29巻第5号, 1986年12月, pp. 97-109.

2) 所謂利害調整職能は、会計の目的的職能 (purposive function) の1箇である、と我々は考える。

友岡賛「『客観性概念』論 <その2>——主観的な要因の認識を中心に——」『三田商学研究』第30巻第3号, 1987年8月, pp. 124-125.

が先ずもって肝要である、と我々は考えるからである。

「公正性」とは何ぞや。

「畢竟、それは単なる観念の域を出るものではない。」との如くに駁されるかも知れない。

それは頗る抽象的な概念である。

その意が漠としており、明確というには程遠いものであることは否定し得ない。否、というよりも、余りに確とした定義を寧ろ拒む概念である。

元を質せば、倫理に関わる概念である。³⁾

法理に関わる意も看取される。⁴⁾

加うるに、会計行為乃至齎される会計情報の適否を判ずるメルクマールとしての会計固有の意を有するに至っているのか。⁵⁾

意が漠としているところにこそ、その意義が存するとも解し得よう。が惜しむべし、具象性に乏しいものであるが故に、いわばその適用可能性に就いての疑念が生ずるのも、又必定である。

何れの分野に於いても。

況や、所謂実用主義的な (pragmatic) 色彩の濃い会計に於いてをや、である。

故にこそ、我々は、須く「会計の基本理念としての『公正性』」の意を闡明すべきことと成る。

我々は、1箇の手掛りとしてイギリス会社法に於ける要請を俎上に載せる。何となれば、イギリス会社法に於いては、予てより、「公正性」に就いての要請が明示的に規定されているからである。

いう迄もなく、「真実且つ公正なる概観 (a true and fair view)」規定である。⁶⁾

「計算書類は、業務状態及び損益に関する『真実且つ公正なる概観』を与えよ。」との如くに規定されている。

本稿に於いて、我々は、「真実且つ公正なる概観」という文言の意に就いて、審らかに論じてゆきたい。

3) David Flint, *The Significance of the Standard 'True and Fair View'*, a paper presented at 1980 Invitation Research Lecture, The New Zealand Society of Accountants, 1980, n. pag.

4) *Ibid.*, n. pag.

5) フリント (David Flint) は以下の如くに説く。

「公正性」は本質的に哲学的な概念であり、然れば、明確な定義を寧ろ拒む概念である。それ故、会計に於ける「公正性」に就いては、所謂会計責任 (accountability) なるものをいわば基準として判ずべきである。

法律上の要請が如何なるものであろうとも。

David Flint, *The Widening Responsibility of the Accountant*, *The Accountant's Magazine*, Vol. 77, No. 804, Jun. 1973, p. 294.

David Flint, *A True and Fair View in Corporate Reporting—Its Meaning and Significance*, *Journal of the Law Society of Scotland*, Vol. 23, No. 12, Dec. 1978, p. 490.

6) 「真実且つ公正なる概観 (a true and fair view)」規定が設けられているのはイギリス会社法に於いてのみではない。例えば、オーストラリア会社法乃至ニュー・ジーランド会社法、等に於いても同断である。

II 「真実且つ公正なる概観」とは何ぞや

素より、「真実且つ公正なる概観」は法律上の文言である。

法律に於ける規定なるものに就いては、幾箇かの行き方が考えられよう。

先ず、能う限り詳細且つ具象的な規定を設ける行き方、次いで、好ましからざる結果に就いて所謂制裁規定を設けはするが、夫々の状況に応じた判断を飽く迄も各人に委ねる行き方、加うるに、抽象的な所謂一般原則を設け、それを支えるのに必要な限りに於いてのみ、具象的な個別規定を補足する行き方である。⁷⁾

第1の行き方は、秩序の維持乃至劃一性の確立に繋がる。然り乍ら、規定を只管劃一的に遵守することは、必ずしも経済的な実質の把握を結果しない。蓋し、総てを網羅し得る様な規定等凡そ存し得ないからである。

第2の行き方は、極めて望ましいものであるかも知れない。即ち、当該状況に応じた判断なるものには、経済的な実質の把握を結果し得る可能性が存するのである。然り乍ら、判断の基準と成り得る様なものが欲しい。蓋し、秩序が失われる虞は如何せん否定し得ないからである。

第3の行き方は、第1の行き方及び第2の行き方夫々のいわば長所を結び付けている。詰まり、最低限の秩序の維持及び経済的な実質の把握の両者が叶えられるのである。

イギリス会社法は第3の行き方を選択した。

ここにいう一般原則が、即ち「真実且つ公正なる概観」規定である。

イギリス会社法は、「真実且つ公正なる概観」という文言を只管墨守している。然れども、その意に就いては無言である。

如何なる定義も示してはいない。⁸⁾

然りとて、唯黙然としているイギリス会社法を論難せんとするものではない。

立法者が己の目的を果さんとする為には、寧ろ抽象的な文言をもって法律を構成すべきであると

7) David Flint, *A True and Fair View in Company Accounts*, 1982, p. 3.

David P. Tweedie, True and Fair Rules, *The Accountant's Magazine*, Vol. 87, No. 929, Nov. 1983, pp. 424-425.

8) バクスト (Robert Baxt) は以下の如くに自問する。

「真実且つ公正なる概観」という文言を操作的に定義せずに置いた立法者は、斯かる文言がいわば会計実務に依り「定義される」べきであると考えていたのであろうか。

素よりそれは法律上の文言であることからして、法律的な立場からの解釈なるものが先ずは存するかも知れない。然り乍ら、それは、会計的な立場からも同一の意に解釈されるべきものなのであろうか。

Robert Baxt, True and Fair View—A Legal Analysis, *The Accountant's Journal* (New Zealand), Vol. 46, No. 8, Apr. 1968, p. 301.

斯くしてバクスト自身は、「真実且つ公正なる概観」という文言の法律的な意を論う。

夙にいわれてきている。⁹⁾ 即ち、法律なるものは、その抽象性が高ければ高い程、より多くの事象に
 対処し得るということである。¹⁰⁾

抽象性は柔軟性に繋がる。¹¹⁾

「真実且つ公正なる概観」という文言に就いての定義をイギリス会社法が示していないのは、意識的なことである。蓋し、社会の動きに連れて、それにも又変更を加えざるを得ない様な定義を明示するのは、却って好ましからざることに解されたからである。¹²⁾

のみならず、規定を遵守しさえすればこと足れりとする向きを許さないところに、更なる意義が存する。

規定を楯に取り詭弁を弄する余地を与えない。

解釈を委ねられることに依り、各人には寧ろ厳しい責務が生ずるのである。¹³⁾

「真実且つ公正なる概観」という文言の抽象性には叙上の如き意義が存する。

然れば、その意を解すべきは我々自身なのである。

扱、文言の解釈なるものに就いては、2通りの方法が考えられる。

先ず、逐語的な解釈、即ちいわば普遍的な意をもって解する方法、次いで、専門的な解釈、即ち
 当該分野に固有の意をもって解する方法である。¹⁴⁾

9) ジョンストン (Trevor Robert Johnston) は以下の如くに説く。

立法者の意図するいわば法律の趣旨を貫く為の最善の方法は、一般的な語を用いて法律を構成し、その具象的な適用は総て法廷に委ねてしまうことである。

一般原則を設けるということは極めて好ましいことであり、一般原則、即ち「真実且つ公正なる概観」規定と必要最少限の具象的な個別規定との関係は理想的なものといえるかも知れない。

Trevor Robert Johnston, *Is the Standard 'True and Fair View of the State of Affairs' Attainable in a Balance Sheet?* a paper presented at the 15th Advanced Accountancy Seminar 1966, Department of Accounting, Victoria University of Wellington, 1966, pp. 18-19.

Trevor Robert Johnston, *Is the Standard 'True and Fair View of the State of Affairs' Attainable in a Balance Sheet?* *The Accountants' Journal* (New Zealand), Vol. 45, No. 11, Jul. 1967, p. 449.

然るに、ジョンストンは、「真実且つ公正なる概観」規定が充分には機能していないと看做している様である。

故に、ジョンストンは以下の如くに結論付ける。

現在の「真実且つ公正なる概観」規定は、誤り解されており、人を誤り導くものである。然して、「真実且つ公正なる概観」を与えることは不可能である。

Ibid., p. 443.

斯かる規定の解釈、即ち計算書類が「真実且つ公正なる概観」を与えているか否かの最終的な判断は、監査人に委ねられている。詰まるところ、監査人には、法律を管理運用するといういわば準司法的な (quasi-judicial) 権限が委ねられており、斯かる権限は、如上の判断を為すという責任を伴うものである。然り乍ら、監査人は、斯様な責任を果し得る丈の権威及び独立性を有するに至っていない。然るが故に、「真実且つ公正なる概観」規定は、充分に機能し得ないのである。

抽象的な一般原則が他の規定より優先的なものとして位置付けられ、¹⁵⁾ 然して、柔軟性が齎されるという論理は、法律を管理運用する監査人の権威及び独立性が前提と成っている筈である。加うるに、権威と独立性との間には、いわば相互依存的な関係が存するということを看過すべきではない。

尚、監査人の務め及び権限に就いて、バーケット (W. P. Birkett) は以下の如くに説く。

監査人の務めは、事実の把握及び計算書類の検証に存する。即ち、企業に関する事実を把握し、計算書類が斯かる事実に関する「真実且つ公正なる概観」を与えているか否かを検証することである。↗

監査人に依る検証は、いわば「算術的な『正確性 (accuracy)』」に就いてのみならず、いわば「実質的な『正確性』」に迄も及ぶべきものであるとされている。

監査人の務めは、準司法的なものである。然して、法律は、計算書類が「真実且つ公正なる概観」を与えているか否かを判ずる為の権限を監査人に委ねているのである。

W. P. Birkett, True and Fair—The Law and Accounting, *The Australian Lawyer*, Vol. 7, Part 7, 15 May 1968, pp. 99-101.

- 10) ホフマン (Leonard Hoffman) 及びアードン (Mary H. Arden) は以下の如くに説く。

「真実且つ公正なる概観」という文言は、極めて高次元の抽象性を有するものである。というよりも寧ろ、多種多様な経済事象に対処すべく、抽象的な儘に留め置かれている。

「真実且つ公正なる概観」を与える計算書類と「真実且つ公正なる概観」を与えない計算書類との間に一線を劃する様なものが存しない。然るに、明確に定義されていないところにこそ寧ろ、その意義が看取される。

斯かる文言が当該時点に於いて何を意味しているのかということをはっきりとすることも、確かに肝要である。が然し、斯かる文言は、その適用に際して各人の判断を求めているということを確認することが、より肝要である。

Leonard Hoffman and Mary H. Arden, *The Accounting Standards Committee Joint Opinion*, 1983, pars. 5-7.

ポポフ (Boris Popoff) 曰く、「結局のところ、計算書類に関わる『真実性』及び『公正性』は、その殆どが意見及び判断の所産である。」と。

Boris Popoff, *Some Conceptualizing on the True and Fair View*, Working Paper No. 39, Center for Accounting Research, School of Accounting, University of Southern California, 1983, p. 4.

Boris Popoff, *Some Conceptualizing on the True and Fair View*, *The International Journal of Accounting Education and Research*, Vol. 19, No. 1, Fall 1983, p. 45.

フリントは以下の如くに説く。

「真実且つ公正なる概観」規定の優先性は、夫々の情況に於ける判断を求むものである。無論、判断は秩序の闕知に繋がり、計算書類の「信頼性 (confidence)」が害われてしまう虞が存するとされるかも知れない。然るに、斯様な虞は殆ど存しない。何となれば、そこで求められているのは、専門的な知識及び経験に支えられた判断に外ならないからである。然れば、「真実且つ公正なる概観」規定の優先性は、計算書類の「信頼性」を寧ろ高むものなのである。

Flint, *op. cit.*, 7), p. 5.

但し、ホロックス (J. Horrocks) は、経営管理者の解する「真実且つ公正なる概観」と監査人の解する「真実且つ公正なる概念」との間には扞格が生ずると看做している様である。何となれば、この両者は、夫々のいわば目的意識を異にしているからである。

J. Horrocks, *Are Published Balance Sheets Untrue and Unfair? The Australian Accountant*, Vol. 37, No. 10, Oct. 1967, p. 568.

双方の解釈に扞格が存すれば、判断も当に異なる。加うるに、経営管理者が己の業績を粉飾すべく「真実且つ公正なる概観」という文言を曲解する様な場合、斯かる扞格は尚一層のものと成る。

チャスニィ (J. G. Chastney) も、判断が求められているということに就いて、その問題点を指摘する。

即ち、経営管理者が己にとり最も望ましい「概観」を与える様な計算書類を作成し、「真実且つ公正なる概観」という文言を曲解することに依り己を正当化すべく、「真実且つ公正なる概観」規定を悪用する虞が存するという事である。

J. G. Chastney, *True and Fair View—A Study of the History and Meaning of True and Fair and a Consideration of the Impact of the Fourth Directive*, a report prepared for the Research Committee of the Institute of Chartered Accountants in England and Wales, Research Committee Occasional Paper No. 6, The Institute of Chartered Accountants in England and Wales, 1975, p. 46.

結局のところ、「真実且つ公正なる概観」規定の優先性の意義は、経営管理者及び監査人に依る判断の「健全性 (soundness)」に依存しているのである。

Flint, *op. cit.*, 7), p. 5.

「真実且つ公正なる概観」規定の優先性に就いては、以下を参照されたい。

友岡, 前掲稿, 1), 1985年3月, pp. 108-109.

友岡賛『「真実且つ公正なる概観」考 <その1>——イギリス会社法の変遷を中心に——』『三田商学研究』第28巻第4号, 1985年10月, pp. 63-68.

友岡賛『「真実且つ公正なる概観」考 <その2>——アーガイル・フーズ社の事例を中心に——』『三田

商学研究』第29巻第3号, 1986年8月, pp. 30-37.

但し、経営管理者及び監査人の判断が共に健全なものであったとしても、監査人が、監査報告書上、所謂限定意見 (qualified opinion) を表明する可能性は存する。

それは、1箇の経済事象に就いて適用すべき処理方法として、両者が夫々異なるものを選ぶ場合に於いてである。然して、斯かる場合に於いては、経営管理者の選る処理方法が監査人に依り認められないことと成るかも知れない。即ち、経営管理者の選る処理方法は、「真実且つ公正なる概観」に繋がらないとされるかも知れない。

仮令、両者の判断の何れもが健全なものであり、従って、両者の選る処理方法の何れもが適切なものであったとしても、両者の判断が一致せず、従って、両者の選る処理方法が一致しないが故に。

F. J. O. Ryan, A True and Fair View Revisited, *The Australian Accountant*, Vol. 44, No. 1, Feb. 1974, p. 13.

抑会計に於いては、1箇の経済事象に就いても複数の処理方法が存するからであり、加うるに、処理方法の適切性は必ずしも「客観的に (objectively)」決し得るものではないからである。

尚、「真実且つ公正なる概観」と処理方法の適切性との関聯に関しては、『「真実且つ公正なる概観」の相対性』として後に詳述する。

11) 無論、抽象性に関しては賛否両論が存する。

フリントは以下の如くに説く。

「真実且つ公正なる概観」という文言乃至それに基づく一般原則に就いては批判的な見が可成見受けられる。然して、その多くは、斯かる文言の意に対する明確な説明の闕如に関わるものである。

Flint, *op. cit.*, 3), n. pag.

確かに、抽象性は、「真実且つ公正なる概観」規定の長所であると同時に、その短所でもある。

フリントは、この規定に就いて、二重の存在意義を指摘する。いうなれば、形式的な存在意義及び実質的な存在意義である。

形式的な存在意義とは、それが、法律の不備乃至闕所から利害関係者を保護するものであるということ、又、実質的な存在意義とは、それが、専門的な知識及び経験に支えられた判断の所産としての会計情報の提供を保証するものであるということである。就中、実質的な存在意義に関しては、抽象性がいわば必要条件とも看做されよう。

Ibid., n. pag.

Flint, *op. cit.*, 7), pp. 29-30.

フリントは、抽象性を長所として捉えている様である。

抽象的であるが故にこそ、一般原則として、社会の要請に柔軟に対応し得るとも解される。然して、斯く解する場合には、斯かる文言を、法律上の具象的な個別規定に依拠して狭く且つ明確に定義すべきではないと主張される筈である。

然るに、リー (Thomas Alexander Lee) は以下の如くに駁する。

「真実且つ公正なる概観」という文言は、法律上の具象的な個別規定に依拠して定義すべきである。然もなくば、「真実性」及び「公正性」とは何等関係のない規定が法律を構成していると解さざるを得なく成ってしまうであろう。

Thomas Alexander Lee, The Will-o'-the-Wisp of 'True and Fair', *The Accountant*, Vol. 187, No. 5601, 15 Jul. 1982, p. 18.

リーは抽象性に対して批判的であるが、その論拠は聊牽強附会ではなからうか。

チャスニイ曰く、『「真実且つ公正なる概観」に関わる順応性は、斯かる文言が誤り用いられない限り、その長所である。』と。

Chastney, *op. cit.*, p. 46.

抽象的であるが故にこそ、柔軟性乃至順応性が齎される。

12) チャスニイは以下の如くに指摘する。

仮令、所謂会計専門家が「真実且つ公正なる概観」という文言を明確に定義したとしても、その定義は然程の時を経ることなく修正を余儀なくされるであろう。然りとて、斯かる文言の意を明確にすることに就いて、会計専門家が優柔不断ともい得る態度を執っていることは注目すべきである。

Chastney, *op. cit.*, p. 37.

然るに、結局のところチャスニイは、斯かる文言を簡潔に定義することは不可能であると看做している様である。仮令、定義し得るとしても、そこに含まれるべき多様な意を総て表さんとすれば、凡そ簡潔なものとは成り得ないからである。

Ibid., pp. 62, 91.

1箇の問題が生ずる。

「真実且つ公正なる概観」という文言の意は不変か。

フリント曰く、『真実且つ公正なる概観』は動的なものであって、静的な財務報告基準ではない。」と。
David Flint, True and Fair and ED 24—Directors' and Auditor's Dilemma, *The Accountant's Magazine*, Vol. 83, No. 880, Oct. 1979, p. 419.

但し、フリントは、「真実且つ公正なる概観」という文言と「真実且つ公正なる概観」規定とを然程截然とは区別していない様である。

ホフマン及びアードンも以下の如くに説く。

イギリス会社法の附則として設けられている具象的な個別規定が静的なものであるのに対して、「真実且つ公正なる概観」規定は動的なものである。即ち、後者が一般原則とされることに依り、社会の動きに即応し得ないという具象的な個別規定の短所が補われる。

動的なものに優先的な力を附与することの意義が、そこに存するのである。

Hoffman et al., *op. cit.*, par. 16.

動的なものであるということは、即ち文言の意が変化することなのであろうか。

法律上の文言なるものは、その設定時に意図された意をもって解すべきであると夙にいられている。然り乍ら、「真実且つ公正なる概観」は動的なものである。

嘗ては「真実且つ公正なる概観」を齎すものと看做された所謂取得原価主義 (acquisition cost basis) に代えて、例えば、所謂修正原価主義 (adjusted cost basis) とそが「真実且つ公正なる概観」を齎すものと主張される様に成るかも知れない。然して、斯かる主張がいわば社会的な合意を得て、法律もそれを認むことと成るかも知れない。

「真実且つ公正なる概観を与えよ。」とする法律の要請に応えんが為に、会計の内容に大きな変革が齎されるかも知れない。

如上の事柄に矛盾はないのか。

ない。

ホフマン及びアードン曰く、「その意は不変である。即ち、その対象たる事実が変化しているのである。」と。

Ibid., par. 12.

「『意』と『解釈』とは同じではない。」とも解されるのである。

因みに、チャースニは、「真実且つ公正なる概観」とは何ぞや。」ということと「真実且つ公正なる概観」という文言の含意は何ぞや。」ということとの間に一線を劃している。

Chastney, *op. cit.*, p. 38.

カウアン (Thomas Keith Cowan) も同断である。

Thomas Keith Cowan, Are Truth and Fairness Generally Acceptable? *The Accounting Review*, Vol. 40, No. 4, Oct. 1965, p. 789.

尚、「真実且つ公正なる概観」が動的なものであるということに関しては、『真実且つ公正なる概観』の相対性」として後に詳述する。

13) フリントは以下の如くに説く。

イギリス会社法に於ける考え方には、その前提ともいべき認識が存する。

先ず、法規定への準拠なるものは、それ自体が目的ではなくして、飽く迄も目的に至る為の手段にしか過ぎないという認識、次いで、一般原則は、開示すべき会計情報及び果すべき会計責任に関わる判断に依存するものであるという認識である。

然して、斯かる認識を前提としたイギリス会社法に於ける考え方は、「法律が求めているから開示せずともよい。」との如き主張を斥ける。のみならず、会計責任を果す為に開示すべきものに就いて、経営管理者及び監査人の適切な判断を求むものである。

然れば、最も厳しい責務を課すことに繋がる考え方なのである。

Flint, *op. cit.*, 7), p. 5.

14) ジョンストン、ジェイガー (Martin O. Jager) 及びテイラー (Reginald B. Taylor) は、「真実且つ公正なる概観」という文言の解釈に就いて3通りの方法を挙げる。

先ず、逐語的に、即ち日常的乃至一般的な意をもって解する方法、次いで、会計の専門的な団体に依る勧告乃至最善の会計実務を意図した所謂会計原則に準拠するという意をもって解する方法、加うるに、現在行われている一般の会計実務に準拠するという意をもって解する方法である。

Trevor Robert Johnston, Martin O. Jager and Reginald B. Taylor, *The Law and Practice of Company Accounting in Australia*, 3rd ed., 1973, p. 246.

Trevor Robert Johnston, Martin O. Jager and Reginald B. Taylor, *The Law and Practice of Company Accounting in Australia*, 5th ed., 1983, p. 225.

ジョンストン、ジェイガー及びテイラーは、第2の方法に依る解釈及び第3の方法に依る解釈をいわば専門的な解釈と看做している様である。が然し、「真実且つ公正なる概観」という文言に何等かの規範的

III 逐語的な解釈¹⁵⁾

「真実且つ公正なる概観」という文言は、単に「真実なる概観」及び「公正なる概観」という2箇の文言を合したものにしか過ぎないのか、将又それ全体として1箇の固有の意を有するものなのかという問題は扱置く。

寧ろ、如上の問題こそ、先ずもって論うべきものと指摘されるかも知れない。が然し、我々は、斯かる文言の逐語的な解釈を明らかにして初めて、如上の問題を論じ得ると考える。

先ず、「真実な (true)」という語の意を吟味してみよう。

逐語的な解釈としては、「精確な (exact)」、 「正確な (accurate, correct or precise)」、 「的確な (right)」、 「真正の (authentic, genuine or real)」、 「虚偽のない (free from deceit)」、 「事実と一致する (consistent with fact)」、 「現実と符合する (agreeing with the reality)」乃至「物事を有様に表す (representing the thing as it is)」、等の意が挙げられる。

な意をもたせんとするならば、第3の方法に依るものは凡そ解釈の名に値しない。

但し、ジョンストン、ジェイガー及びテイラーは、立法者の意図は第2の方法に依るものにあったと確言して憚らない。

Johnston et al., *op. cit.*, 14), 1973, pp. 246-247.

他方、我々のいう専門的な解釈にも一応は2通りのそれが考えられよう。即ち、法律的な解釈及び会計的な解釈である。

抑法律上の文言なるものは如何様に解すべきか。

法律上の文言なるものは、当該法律の文脈と矛盾しない限り、逐語的に、即ち普遍的な意をもって解すべきである。又、専門的な文言は専門的な意をもって、周知の法律的な含意が存する文言は当該含意をもって、夫々解すべきである。然して、それを逐語的に解さない文言に就いては、斯く解すべしとする意を法廷に於いて確認しなければ成らない。

叙上の如くにいわれる。

Johnston, *op. cit.*, 9), 1966, p. 8.

Johnston, *op. cit.*, 9), 1967, p. 445.

M. C. Miller, 'True and Fair' and Auditors' Reports, *The Australian Accountant*, Vol. 39, No. 4, Apr. 1969, p. 169.

Chastney, *op. cit.*, p. 31.

Popoff, *op. cit.*, 10), 1983, p. 3.

Popoff, *op. cit.*, 10), Fall 1983, p. 44.

エディ (Harold Cecil Edey) 曰く、「真実且つ公正なる概観が、専門的な文言として現在用いられていることは明らかである。当初は如何様であったにせよ。」と。

Harold Cecil Edey, *The True and Fair View*, *Accountancy*, Vol. 82, No. 936, Aug. 1971, p. 440.

リー (Geoffrey Alan Lee) 曰く、「『真実且つ公正なる概観』は1箇の専門的な文言と成っている。」と。

Geoffrey Alan Lee, *Modern Financial Accounting*, 1973, p. 311.

15) ライアン (F. J. O. Ryan) は以下の如くに説く。

「真実且つ公正なる概観」という文言を、逐語的に、即ち普遍的な意をもって解すべきではないとされるならば、計算書類の検証に関わる基準としてのその存在意義が失われてしまい兼ねない。

F. J. O. Ryan, *A True and Fair View*, *Abacus*, Vol. 3, No. 2, Dec. 1967, p. 106.

F. J. O. Ryan, *A True and Fair View*, *The Journal of Accountancy*, Vol. 126, No. 1, Jul. 1968, p. 57.

最も普遍的なものとしては、「物事を有様に表す」という意をもってする解釈が選られよう。或いは、論をより限局する向きは、「正確な」という意をもってする解釈を選ぶかも知れない。

「真実性 (truth)」とは、広義には「物事を有様に表すこと (to represent the thing as it is)」、狭義には「正確性 (accuracy, correctness or preciseness)」を意味するとして置く。

然り乍ら、会計に於いては、広狭何れの意にせよ、いわば絶対的な真実性を求むことに就いては、聊疑懼を感ずる。

叙上の如くに、「抑会計なるものは判断の所産である。」とされる。就中、会計に於ける所謂測定¹⁶⁾職能に就いては、その殆どが判断及び見積りに依存せざるを得ない。即ち、所謂自然科学に於けるが如き「真実性」等凡そ期待し得ないのである。

資産なるものの例を引こう。

資産に関しては、取得原価数値、修正原価数値、現在原価数値乃至取替原価数値、等様々な測定値が考えられるが、その何れに就いても、「『資産の価値』を有様に表す」ものと確言される迄には至っていない。即ち、「資産の価値」を表すものとして如何なる原価数値を採るべきか、その選択が先ず判断に依存している。

然も、取得原価数値は別として、他の原価数値に就いては、並べて判断及び見積りに依存せざるを得ない。即ち、自然科学に於けるが如き「正確性」等凡そ期待し得ないのである。

縦しんば、「修正原価数値こそが『資産の価値』を有様に表すものである。」との如くに確言し得るとしても。

一般物価水準の変動、即ち貨幣購買力の変動という経済的な事実を考慮したものとされる修正原価数値に就いては、貨幣購買力の変動を示す指数の選択に際して判断が求められる。のみならず、何れの指数も、それ自体が、貨幣購買力の変動に関わるいわば見積りにしか過ぎないのである。

又、我々が測定せんとするのは、「資産の価値」ではなくして、「修正原価という資産の1箇の属性」であるとする向きも存するかも知れない。が然し、それでも同断である。無論、「会計なるものを余りに狭く解し過ぎる。」として、斯かる向きそのものが批判されるであろうが。

但し、「修正原価数値こそが『資産の価値』を有様に表すものである。」、将又「我々が測定せんとするのは『修正原価という資産の1箇の属性』である。」とした上で、修正原価なるものを我々自身が定義するならば、或る種の「正確性」が得られる場合も存する。というよりも寧ろ、「消費者物価指数を用いて算定したものが、即ち修正原価数値である。」との如くに測定システムを特定することに依り、当該属性の定義としてしまう場合である。即ち、当該測定システムに、取得原価数値及び消費者物価指数という資料を入力しさえすれば如上の定義に於ける修正原価数値が「正確に (accurately,

16) 所謂測定職能は、会計の操作的職能 (operational function) の1箇である、と我々は考える。
友岡、前掲稿、2), pp. 124-125.

ある。

取り敢えず、いわば相対的な意に於いて「物事を有様に表すこと」をもって「真実性」を解することとする。

次いで、「公正な (fair)」という語の意を吟味してみよう。

逐語的な解釈としては、「偏りのない (free from bias)」、「欺瞞のない (free from fraud)」、「不正のない (free from injustice)」、「偏見のない (unprejudiced)」、「公平な (equitable)」、「正当な (legitimate)」、「依怙最眞のない (impartial)」、「率直に概観することのできる (open to view)」、「有様にみることのできる (plainly to be seen)」、「明瞭な (clear)」、「明確な (distinct)」、等の意が挙げられる。

大別するに、2通りの解釈に纏め得る。即ち、「偏りのない」という意をもってする解釈及び「明瞭な」という意をもってする解釈である。

「公正性」とは、「不偏性 (freedom from bias)」乃至「明瞭性 (clarity)」を意味するとして置く。

然り乍ら、「明瞭性」という意をもってする解釈を選ぶ場合には、会計に於ける伝達機能、平たくいうに、会計情報の開示という点に問題を局限して「公正性」が捉えられてしまう可能性が存す²¹⁾る。

「公正性」を、斯かる意に解するのは皮相的に過ぎる。

我々は、伝達機能を軽んずるものではない。が然し、伝達機能は、飽く迄も会計の1箇の側面にしか過ぎない。

「公正性」は、伝達機能のみならず、認識機能乃至測定機能、等にも当に関わる概念である。即ち、会計情報の開示といういわば形式的な側面のみならず、会計情報の内容といういわば実質的な側面にも関わらしむべきものである。

18) チャスニィは以下の如くに主張する。

「真実且つ公正なる概観」に関わる「真実性 (truth)」に就いては、「算術的な『正確性』」という狭い意をもって、それを解釈すべきではない。何となれば、大規模な企業に於ける会計が、いわば最小の貨幣単位に至る迄「正確な」ものたり得ること等極めて希であるからである。

Chastney, *op. cit.*, p. 91.

但し、チャスニィの主張と我々の主張とでは、その根拠が異なる。

19) 所謂認識機能は、会計の操作的職能の1箇である、と我々は考える。

友岡, 前掲稿, 2), pp. 124-125.

20) 所謂伝達機能は、会計の操作的職能の1箇である、と我々は考える。

同上稿, pp. 124-125.

21) チャスニィは、必ずしも伝達機能に問題を局限して「公正性」を捉えてはいないが、以下の如くに説く。

「真実性」と「公正性」とでは、「公正性」の方がより重要である。何となれば、「公正性」は、会計情報それ自体のみならず、会計情報の伝達方法に迄も関わる概念であるからである。

「真実な (true)」会計情報が「偽って (falsely)」伝達されるという可能性は存しないが、「公正な (fair)」会計情報が「不公正に (unfairly)」伝達されるという可能性は存するのである。

Chastney, *op. cit.*, p. 91.

然れば、会計の総ての側面に關わるものとしての「公正性」は、矢張り「特定の利害關係者のみに偏らない」という意に於ける「不偏性」として解釈すべきである。

無論、「明瞭性」という意がそこに包蔵されているということに就いて異を唱えるものではない。が然し、開示に於ける「明瞭性」なるものは、「会計に於ける『公正性』を支える為のいわば単に1箇の要素にしか過ぎない、と我々は考える。

ここで我々の所思とは稍異なる見を聊取り上げてみたい。

「真実性」とは、会計情報が会計の対象たる「經濟事象と一致する (correspondent to the economic events)」ものであるということの意味し、「公正性」とは、会計情報が「客観的な」ものであるということの意味する²²⁾とする見も存する。即ち、斯かる見は、「公正性」と「客観性 (objectivity)」²³⁾

22) Lee, *op. cit.*, 11), p. 18.

嘗て、リーは以下の如くに説いた。

「真実性」とは、会計情報が会計の対象たる「經濟事象と關聯する (relevant to the economic events)」ものであるということの意味し、「公正性」とは、会計情報が「客観的な (objective)」ものであるということの意味している。

Thomas Alexander Lee, *Company Auditing—Concepts and Practices*, 1972, pp. 36, 123.

会計情報は、能う限り「關聯的に (relevantly)」且つ「客観的に」作成されなければ成らない。

Ibid., p. 31.

そこでチャスニィは、以下の如くにリーを批判する。

リーは、「真実性」と「目的適合性 (relevancy)」とを同一視している。が然し、「目的適合性」と「客観性 (objectivity)」とは、会計情報に就いて両立し得るものではない。

Chastney, *op. cit.*, pp. 16-17.

確かに、「目的適合性」と「客観性」とは両立し得るものではない。少なくとも、会計情報に就いては。

「目的適合性」は、「個々の利害關係者の情報要求」乃至「個々の利害關係者の情報利用」と結び付く概念である。然れば、斯かる「要求」乃至「利用」に關して「客観的な」ものであると同時に、「目的適合的な (relevant)」ものでもあること等凡そ不可能といわざるを得ない、と我々も考える。

然るに、チャスニィのリーに対する批判それ自体は誤りである、と我々は考える。

蓋し、リーがいわんとしたものは、「目的適合性」ではなくして、「關聯性 (relevancy)」という概念であったからである。即ち、会計情報と利害關係者との關係ではなくして、会計情報と經濟事象との關係を問題としていたのである。

但し、斯かる概念に就いてはリーも、如上のいわば誤解を避ける為にであろうか、後に以下の如くに説き直す。

「真実性」とは、会計情報が会計の対象たる「經濟事象と一致する (correspondent to the economic events)」ものであるということの意味し、「公正性」とは、会計情報が「客観的な」ものであるということの意味している。

Thomas Alexander Lee, *Company Auditing*, 2nd ed., 1982, pp. 50, 139.

Thomas Alexander Lee, *Company Auditing*, 3rd ed., 1986, pp. 51, 141.

更に、リーは以下の如くに補い説く。

「真実性」は、会計情報が、「個々の利害關係者の情報要求」に就いて、常に「目的適合的な」ものであらねば成らないということの意味する概念ではない。

Lee, *op. cit.*, 22), 1982, p. 50.

Lee, *op. cit.*, 22), 1986, p. 51.

23) 「客観性」という概念の意に就いては、以下を参照されたい。

友岡贊「『客観性概念』論 <その1> ——伝統的な解釈を中心に——」『三田商学研究』第30巻第2号, 1987年6月, pp. 111-117.

友岡, 前掲稿, 2), pp. 124-136.

友岡贊「『客観性概念』論 <その3> ——『合意』としての解釈を中心に——」『三田商学研究』第30巻第4号, 1987年10月, pp. 96-109.

とを恰も同一のものであるかの如くに捉えるものである。然して、具象的には、「検証力ある客観的な証拠 (verifiable, objective evidence)²⁴⁾」に基づき、且つ処理過程に「偏りのない」会計情報をもって「客観的な」ものとする見である。

「客観性」が、「公正性」を支える為のいわば最も肝要な要素であるということは言を俟たない。²⁵⁾が然し、「客観的な」ものであるということが直ちに「公正な」ものであるということには成らない、と我々は考える。別言するに、最も肝要な要素であるとはいえ、「客観性」が「公正性」の総てではない。詰まるところ、「客観的ではあるが公正ではない会計」も存し得るのである。例えば、会計情報が「客観的に (objectively)」作成されていても、それが「明瞭な」形をもって開示されない場合等である。即ち、「客観性」は、飽く迄も「公正性」を支える為の要素の1箇である、と我々は考える。

「検証力ある客観的な証拠」という文言は夙に用いられている。既に、会計に於ける文言として定着するに至っている。然れども、我々は、斯かる文言に就いて疾うから疑問を抱いている。何となれば、「検証可能性 (verifiability)」は、客観性と同次元に置かれるべき概念ではないと解するからである。即ち、「検証可能性」は、飽く迄も「客観性」を支える為の要素の1箇である、と我々は考える。

「不偏性」よりも寧ろ、「明瞭性」という意をもって「公正性」を解釈すべきとする見も存する。²⁶⁾然して、斯かる見は、会計情報の利用者を特定すると同時に、「公正性」を伝達機能のみに関わらしめて捉えるものである。即ち、「会計情報の利用者は株主である。」との如くに会計情報の利用者を特定する場合には、殊更「不偏性」を強調する必要がなく成る。詰まり、株主に対する明瞭な開示こそが、否、そののみが肝要と成る。又、斯かる見は、「真実性」を、認識機能乃至測定機能と

24) 「検証力ある客観的な証拠 (verifiable, objective evidence)」という文言の意に就いては、以下を参照されたい。

友岡, 前掲稿, 23), 1987年6月, pp. 112-114.

25) 友岡, 前掲稿, 1), 1986年12月, p. 109.

26) カウアンは以下の如くに指摘する。

「公正な」という語に就いては、先ず、「明瞭な (clear)」という意をもってする解釈、次いで、「偏りのない (free from bias)」という意をもってする解釈が存する。然して、アメリカに於いてとイギリスに於いてとでは「公正性」の解釈に相違がみられる。

即ち、アメリカに於いては「不偏性 (freedom from bias)」という意をもってする解釈が強調されているのに対して、イギリスに於いては「明瞭性 (clarity)」という意をもってする解釈が強調されている。何となれば、イギリスに於ける計算書類は、その提供対象が株主に特定されているからである。

Cowan, *op. cit.*, pp. 790-792.

カウアン自身は、「明瞭性」という意をもって「公正性」を解釈すべきと確信している様である。

即ち、カウアンは、計算書類は株主の為のものであると確言して憚らない。然して、「不偏性」という意をもってする解釈の強調は、会計の展開にとり寧ろ妨げに成ると迄も極言する。

Ibid., p. 791.

イギリスに於ける計算書類は、その提供対象が株主に特定されているとすることそれ自体が、皮相的に過ぎる捉え方といわざるを得ない。

何れにせよ、我々の所思とは相容れない見であることは言を俟たない。

いう実質的な側面に関わらしめ、「公正性」を、伝達機能という形式的な側面に関わらしめて憚らない。

然れども、我々は、会計情報の利用者を特定しない。何となれば、企業を取り巻く多種多様な利害関係者を総て念頭に置いているからである。即ち、株主、投資家、債権者は素より、経営管理者、従業員、消費者及び行政当局、等に至る迄。又、「公正性」を、形式的な側面のみに関わらしむ解釈に就いては、我々の考えを既に叙した。

扱、「真実且つ公正なる概観」という文言は、単に「真実なる概観」及び「公正なる概観」という2箇の文言を合したものにしか過ぎないのか、将又それ全体として1箇の固有の意を有するもの²⁷⁾なのか。別言するに、全体なるものは単に部分の和にしか過ぎないのか、将又部分の和を超えた何かであるのか。

27) フリントは以下の如くに説く。

「真実且つ公正なる概観」という文言の意を「真実なる概観」及び「公正なる概観」に分け、且つ逐語的に解釈せんとする向きが存する。

然るに、「真実な」という語を、例えば、「会計記録に従う (in accordance with the accounting records)」と解するのは不充分である。何となれば、「真実且つ公正なる概観」規定は、単に会計帳簿のみに関わるものではないからである。然りとて、「事実に従う (in accordance with the facts)」と解するのは過度の単純化である。何となれば、そこには、多種多様な事実が存し、その何れもが、業務状態乃至損益に関わる「事実」と看做されるかも知れないからである。

又、「公正な」という語を、例えば、「偏りのない (unbiased)」と解するのも適切ではない。

法律がいわんとしているのは、「人を誤り導く様なものであっては成らない (should not be misleading)」ということである。然して、斯かる意は、逐語的な解釈とも何等矛盾するものではない。

Flint, *op. cit.*, 7), pp. 18-19.

「人を誤り導く様なものであっては成らない。」ということに就いては幾箇かの指摘が存する。

チャスニィ曰く、「真実且つ公正なる計算書類なるものの本質の一部は、それが人を誤り導く様なものではないということである。」と。

Chastney, *op. cit.*, p. 48.

然るに、クーパー (Vivian Rupert Vaughan Cooper) 曰く、「監査の目的は、その対象たる計算書類が真実且つ公正なる概観を与えるものであり、然して、人を誤り導く様なものではないということを保証することである。」と。

Vivian Rupert Vaughan Cooper, *Manual of Auditing*, 1966, p. 1.

チャスニィは以下の如くに指摘する。

クーパーは、人を誤り導く様な「真実且つ公正なる概観」も存し得ると看做している。

Chastney, *op. cit.*, p. 48.

何れにせよ、フリントは、それ全体として1箇の固有の意を有するものとして、斯かる文言を捉えている様である。

オーストラリアの会社及び証券に関する国家委員会 (National Companies and Securities Commission) は以下の如くに説く。

二詞一意 (hendiadys) なるものは、専門的な文言に繋がるとする向きが存する。然るれば、斯かる法律上の二詞一意は、「真実なる概観」及び「公正なる概観」を与えることを要請するものではなくして、「真実且つ公正なる概観」を与えることを要請するものとして捉えるべきことと成る。

然して、「真実且つ公正なる」という表現は、「真実な」という語及び「公正な」という語を夫々個別的に捉えた場合とは異なる1箇の意を有するものと看做されよう。

National Companies and Securities Commission, 'A True and Fair View' and the Reporting Obligations of Directors and Auditors, a consultative document with proposals for reform of provisions of the Companies Act and Codes, 1984, p. 20.

フォースター (A. Peter Forster) 曰く、「『真実且つ公正なる概観』という文言の意は、それが法律上の二詞一意、即ち単一の概念であるという認識に基づいて捉えるべきものである。」と。

「全体なるものは部分の和を超えた何かである。」と夙にいわれている。が惜しむべし、我々は、「真実且つ公正なる概観」が「真実なる概観」及び「公正なる概観」の和を超えた意を有するとす²⁸⁾る丈の論拠をもたない。

「真実性」及び「公正性」、即ち「物事を有様に表し、且つ偏りのないこと」を求む文言であるといいい得るのみである。但し、「真実性」及び「公正性」から成るいわば合成語たるこの文言に就いては、刮眼すべき1箇の指摘が存する。即ち、必ずしも一方が他方を必要条件とはしていないとい²⁹⁾う指摘である。

A. Peter Forster, *The Will-o'-the-Wisp of True and Fair, Professional Administrator*, Vol. 35, No. 1, Jan.-Mar. 1983, p. 11.

チャスニィ曰く、「『真実且つ公正なる概観』は、相互に關聯するとはいえ夫々別個の2箇の概念から成る合成語である。」と。

Chastney, *op. cit.*, p. 61.

リーは、以下の如くにフロントを駁する。

斯かる文言は、それ全体として1箇の固有の意を有するものと看做すべきではない。それよりも寧ろ、「真実性」及び「公正性」の夫々に就いて、両者が相矛盾することのない意をもって解釈すべきである。

Lee, *op. cit.*, 11), p. 18.

然るに、他方でリーは、以下の如くに説く。

詰まるところ、「真実且つ公正なる概観」とは、会計情報が「信頼し得る (credible)」ものであるという³⁰⁾ことを意味している。

Lee, *op. cit.*, 22), 1982, p. 37.

Lee, *op. cit.*, 22), 1986, p. 37.

然して、リーは、「真実性」及び「公正性」の何れか一方のみでは会計情報の「信頼性 (credibility)」に繋がらないと看做している様である。

Lee, *op. cit.*, 22), 1972, p. 31.

Lee, *op. cit.*, 22), 1982, pp. 36-37.

Lee, *op. cit.*, 22), 1986, p. 37.

又、ディヴィソン (Ian Frederic Hay Davison) の所説は、フロントのそれに近い。

ディヴィソンは以下の如くに説く。

「真実且つ公正なる概観」は専門的な文言である。然して、若しも「真実性」及び「公正性」を夫々個別に解するならば、その本質的な意が失われてしまう合成語なのである。

抑会計に於いては、1箇の経済事象に就いても複数の処理方法が存する。が然し、最善の処理方法を選ること迄は要請されない。即ち、計算書類なるものは、それがその利用者を誤り導く様なものでない限り、「真実且つ公正なる概観」を与えるものと看做されるのである。

「真実且つ公正なる概観」は唯一無二のものではない。

1箇の企業の1箇の会計年度に就いても複数の「真実且つ公正なる概観」が存し得るのである。

然り乍ら、如上の事柄は、一般に充分理解されていない。

斯かる文言のいわば不可分性及びその意を、人々、就中法律専門家に知らしむことが、会計専門家の務めである。

Ian Frederic Hay Davison, *Accounting Standards, the True and Fair View and the Law*, a report presented at the Financial Times Conference on New Challenge for the Accountancy Profession, 1983, p. 3.

ディヴィソンは、斯かる文言の意を、いわば相対的なものとして捉えている様である。

尚、1箇の企業の1箇の会計年度に就いても複数の「真実且つ公正なる概観」が存し得るということに關しては、「『真実且つ公正なる概観』の相対性」として後に詳述する。

28) チャスニィは以下の如くに主張する。

「真実且つ公正なる概観」は、「真実性」及び「公正性」という2箇の概念を超えるものではない。

Chastney, *op. cit.*, p. 22.

29) *Ibid.*, p. 22.

絮説する迄もないが、「真実ではないが公正ではあること」乃至「真実ではあるが公正ではないこと」も間々あるということである。少なくとも、会計に於いては。

「真実性」こそがいわば至高の概念であると解されるかも知れない。然為れば、「真実性」のみが求められればそれで足りるといい得るかも知れない。にも拘らず、加うるに「公正性」が求められていることに就いては、「真実ではあるが公正ではない会計」も存し得るということがその訳合いである。

「真実性」は必ずしも至高の概念ではない。少なくとも、会計に於いては。

絶対的な意に於ける「真実性」等凡そ求め得ないが故に、「公正性」が求められると解されるかも知れない。若しも、会計が、絶対的な意に於いて「真実な」ものたり得るならば、勢い「公正性」も得られる。別言するに、「偏りのない」利害調整も果し得ると解されるかも知れない。

否、「会計の基本理念は『公正性』である。」と我々は考える。

然して、「真実性」なるものは、「公正性」を支える為のいわば単に1箇の要素にしか過ぎない、と我々は考える。

仮令、絶対的な意に於いて「真実な」内容の会計情報であっても、その開示の方法に依っては「公正ではない」結果を齎すことがあるとする向きも存する。然るに、斯様な向きは、「真実性」及び「公正性」を会計の特定の側面にのみ関わらしむものである。就中、「公正性」を伝達機能のみに関わらしむものである。

若しも、絶対的な意に於いて「真実な」会計であるならば、それは即ち「公正な」会計である。然り乍ら、絶対的な意に於けるものであろうが、将又相対的な意に於けるものであろうが、「真実性」は、飽く迄も「公正性」を支える為の単に1箇の要素にしか過ぎない。即ち、『真実性』を求むことは会計の目的にあらず。」と我々は考える。

「『真実ではないが公正ではある会計』たり得さえすれば足る。」とするのではない。

「公正であること」こそが肝要である。

「公正性」こそが至高の概念である。

我々は、「真実且つ公正なる概観」という文言を如上の立場より把捉したい。即ち、斯かる文言に就いては「公正性」こそが主であり、「真実性」は従にしか過ぎない、と我々は考える。

会計の基本理念として「公正性」を挙げる向きは我々以外にも存する。然れども、斯かる向きは、絶対的な意に於ける「真実性」の追求を諦めたが故に、「公正性」に目を向けているにしか過ぎない。即ち、「真実性」は至高ではあるが、会計に於いてはいわば名のみ概念とした上で。

然り乍ら、我々にとり「真実性」は至高の概念ですらない。

「公正性」こそが至高の概念である。

故に、我々は、「偏りのない会計」を求む文言として「真実且つ公正なる概観」を把捉する。蓋

し、「偏りのない会計」に依ってこそ、否、「偏りのない会計」に依ってのみ社会的な秩序の維持が可能と成るからである。

これが我々の立場よりする逐語的な解釈である。

IV 専門的な解釈³⁰⁾

「真実且つ公正なる概観」なるものは、所謂「一般に認められた会計原則 (generally accepted accounting principles)³¹⁾」の首尾一貫的な (consistent) 適用の所産たる計算書類に依り与えられる。

これが所謂会計専門家の立場よりする専門的な解釈である。否、これは解釈ではない。³²⁾

いわばその必要条件を示したものにしか過ぎない。

「一般に認められた会計原則」への準拠が「真実且つ公正なる概観」に繋がる。

唯それ丈である。

若しも、これが解釈であるとされるならば、「真実且つ公正なる概観」という文言の存在意義は無に等しい。

各人が如何様な解釈を採るにせよ、何等かの意をもって「解釈された『真実且つ公正なる概観』」を与える為の必要条件が「一般に認められた会計原則」への準拠であると看做されているとして置く。

然り乍ら、「一般に認められた会計原則」への準拠がその必要条件たり得るか否かさえ疑問である。³³⁾

「一般に認められた会計原則」なるものは、飽く迄も単に1箇の目安にしか過ぎない、と我々は考える。即ち、「一般に認められた会計原則」なるものは、それ自体が、「真実且つ公正なる概観」³⁴⁾

30) ジョンストン、ジェイガー及びテイラー曰く、「明らかに、会計専門家の殆どは、『真実且つ公正なる概観』という文言が専門的な意を有すると解している。」と。

Johnston et al., *op. cit.*, 14), 1973, p. 247.

Johnston et al., *op. cit.*, 14), 1983, p. 225.

31) イギリスに於いて所謂「一般に認められた会計原則 (generally accepted accounting principles)」と看做し得るものは、会計基準委員会 (the Accounting Standards Committee) の作成する標準的な会計実務に関するステイトメント (Statement of Standard Accounting Practice) の内容であろう。

尚、「原則」と「基準」とは必ずしも同じものではない。が然し、イギリスに於いて「会計基準」という場合、それは標準的な会計実務に関するステイトメントの内容のことを指している。

32) 「否、これは解釈ではない。」と我々は考える。が然し、本稿に於いては、便宜上、一応「解釈」と看做し置く。

会計専門家の立場よりする専門的な「解釈」の具象的な例を挙げてみよう。

イングランド及びウェールズ勅許会計士協会 (the Institute of Chartered Accountants in England and Wales) 曰く、「貸借対照表の役割は、特定日に於ける会社の業務状態に関する真実且つ公正なる概観を与えることである。真実且つ公正なる概観は、項目の適切な分類及び配置を含意しており、故に、貸借対照表は、当該貸借対照表日に於ける資本、負債及び資産の額を、要約的に、斯かる項目の一般的な性質を表すに足る情報と共に示すものであることが要請される。真実且つ公正なる概観は又、一般に認められた原則 (generally accepted principles) の首尾一貫的な (consistent) 適用をも含意している。……損益計算書の一般的な目的は、認められた会計原則 (recognized accounting principles) の首尾

- 一貫的な適用に基づいて、当該年度の損益に関する真実且つ公正なる概観を与えることであらねば成らない。損益計算書は、過年度の経営成績と比し得る様に、能う限り明瞭に (clearly) 且つ即時的に (readily) 示されなければ成らない。」と。

The Institute of Chartered Accountants in England and Wales, *Presentation of Balance Sheet and Profit and Loss Account*, Recommendations on Accounting Principles No. 18, 1958, pars. 3-4, 38.

オーストラリア勅許会計士協会 (the Institute of Chartered Accountants in Australia) 曰く、「真実且つ公正なる概観は、項目の適切な分類及び配置……並びに一般に認められた原則の首尾一貫的な適用を含意している。」と。

The Institute of Chartered Accountants in Australia, *Recommendations on Accounting Principles*, 1964, p. 5.

ニュー・ジーランド会計士協会 (the New Zealand Society of Accountants) 曰く、「真実且つ公正なる概観は、総ての重要な項目の開示並びに適切な分類及び配置、然して、理解し易く、客観的且つ有意な会計原則 (understandable, objective and significant accounting principles) の首尾一貫的な適用を含意している。」と。

The New Zealand Society of Accountants, *Presentation of Company Balance Sheets and Profit and Loss Accounts*, Tentative Statement on Accounting Practice, *The Accountants' Journal* (New Zealand), Vol. 43, No. 3, Oct. 1964, p. 91.

尚、「首尾一貫的な」という件に就いては、寧ろ「継続的な (consistent)」とすべきかも知れない。

一般には、所謂「継続性の原則 (principle of consistency or principle of continuity)」への準拠という意をもって解されようし、恐らくは各協会の意図も同断であろう。

然り乍ら、我々は敢えて「首尾一貫的な」とした。

「首尾一貫性 (consistency)」は、「継続性 (continuity)」の上位概念であり、いわば「時間的な『首尾一貫性』」が、即ち「継続性」であるといひ得るかも知れない。然るに、「継続性」が「首尾一貫性」に含まれる概念であることに就いてすら疑問が存しないではない。

「首尾一貫性」とは、「一理をもって貫き通すこと (to depend upon one theory throughout)」である、と我々は考えるからである。

「継続的な (continuous)」ものが、「一理をもって貫き通すこと」に繋がるとは限らない。詰まり、「継続的であること」が、即ち「一理をもって貫き通すこと」に成るとは必ずしもいひ得ないのである。

「首尾一貫性」と「継続性」との間に上下位の関係が存するとするならば、「首尾一貫性」は、「継続性」に比して、より広い意を有する概念ということと成ろう。が然し、我々は、より広い意ではなくして、より深い意を有する概念として「首尾一貫性」を把握したいのである。

斯かる件に於ける各協会の意図が「継続性の原則」への準拠に存するであろうことは我々も否定しないし、又否定し得ない。が然し、各協会の意図を斯様に解釈すべきと確言し得る丈の明示的な根拠も又存しない。

故に、我々は敢えて「首尾一貫的な」とした。

より深い意を附与せんが為に。

- 33) 会計基準委員会は、会計基準、即ち標準的な会計実務に関するステイトメントの内容に就いて以下の如くに説く。

標準的な会計実務に関するステイトメントなるものを、厳格な規則から成る包括的な法典たらしめん等ということは意図されていない。何となれば、総ての情況に対処し得る様な法典を作成すること等凡そ不可能であるからである。

会計基準が厳密には適用されない様な情況も存し得る。

念頭に置くべきは、「『真実且つ公正なる概観』を与えるよ。」という要請の優先性である。

The Accounting Standards Committee, *Explanatory Foreword*, Statement of Standard Accounting Practice, n. d., pars. 8-10.

- 34) チャスニィ曰く、「一般に認められた会計原則に基づく計算書類が、いわば自動的に真実且つ公正なる概観を与えるとするのは必ずしも正しくない。」と。

Chastney, *op. cit.*, p. 39.

トウィーディ (David P. Tweedie) は、会計基準、即ち標準的な会計実務に関するステイトメントの内容に就いて以下の如くに説く。

会計基準は、会計実務に関して認められた規範である。

それは、「真実且つ公正なる概観」の意を明らかにする為の規則から成るものというよりも寧ろ、「『真実且つ公正なる概観』を与える為には何が必要か。」という人々の疑問に対する指針である。

Tweedie, *op. cit.*, p. 428.

を結果し得る様な原則たるべく、別言するに、『真実且つ公正なる概観』を与えよ。』という要請に応えるべく、修正されてゆくという筋合いにあるのである。

従って、会計専門家の為すべき判断は「一般に認められた会計原則」への準拠性に就いてのそれのみではない。

「一般に認められた会計原則」への準拠が「真実且つ公正なる概観」を与える為の充分条件たり得ないことは言を俟たない。然れば、「一般に認められた会計原則」なるものに囚れずに、己の専門的な知識及び経験に照らして、『真実且つ公正なる概観』を与えよ。』という要請に応え得る判断を為すことが求められているのである。

加うるに、「一般に認められた会計原則」への準拠は、斯かる要請に応える為の必要条件として恒久的に適切なものであるとは限らない。蓋し、会計の対象たる経済事象なるものそれ自体が、絶えず変動してゆくからである。

従って、「一般に認められた会計原則」なるものの適切性を常住坐臥に検むことこそが会計専門家の務めであり、その適切性に就いての判断が「真実且つ公正なる概観」という文言に鑑みて為されるべきことは当である。³⁵⁾

「一般に認められた会計原則」なるものは、社会的な合意に支えられた慣習から成ると夙にいわれている。³⁶⁾ 然して、慣習なるものは、一部の専門家に依り「作られる」べきものではないとされるかも知れない。が然し、社会的な秩序の維持という会計の目的に適う慣習を「作り」、社会的な合意を得た上で、それを「一般に認められた会計原則」成らしむことこそが会計専門家の務めである。

斯かる務めを果してゆく際に常に念頭に置くべきものが、「真実且つ公正なる概観」という文言なのである。

詰まるところ、「真実且つ公正なる概観」を与える計算書類とは、社会的な秩序の維持という会計の目的に適う計算書類、別言するに、会計の利害調整機能を遂行し得る計算書類に外ならない、と我々は考える。

これが我々の立場よりする専門的な解釈である。

35) フリントは以下の如くに説く。

標準的な会計実務に関するステイトメントの内容は、「真実且つ公正なる概観」を与えるべき計算書類に就いて非常に説得力のあるものである。が然し、会計専門家は、会計基準への準拠なるものは、それ自体が目的ではなくして、飽く迄も目的に至る為の手段にしか過ぎないということを認識している。

従って、個々の情況に於ける会計基準の適切性乃至その適用結果が、「真実且つ公正なる概観」という文言に鑑みて常に吟味されなければ成らない。

Flint, *op. cit.*, 7), p. 22.

36) トウィーディ曰く、「真実且つ公正なる概観は、合意及び慣習に依拠して進化する。」と。

Tweedie, *op. cit.*, p. 428.

V 文言の解釈

結局のところ、我々の立場よりする解釈は1箇である。というよりも寧ろ、逐語的な解釈を更に具象的に捉え直したのものをもって専門的な解釈とすべきである。

如何なる分野の如何なる文言に就いても、逐語的な解釈と専門的な解釈とが相矛盾する様なことがあっては成らない。

然るに、会計に於いては、一般の人々と会計専門家とが、同一の文言に対して夫々異なる意を附与することも間々ある。無論、一般の人々は逐語的な解釈を採り、会計専門家は専門的な解釈を採るとい³⁷⁾うことである。

然り乍ら、この両者の解釈に扞格が³⁷⁾あっては成らない。

専門的な解釈なるものは、文言の普遍的な意を、当該分野、即ち会計に関わる具象的な語をもって換言したものにしか過ぎない。というよりも寧ろ、それを超えるものであっては成らない、と我々は考える。

当該分野、即ち会計に固有の目的意識の如きものが、解釈に介入してくることも当にあり得る。

然れども、専門的な解釈なるものは、当該分野、即ち会計に精通していない一般の人々が、己の逐語的な解釈に照らしても何等抵抗なく納得し得る様なものであらねば成らない筈である。

VI 「真実且つ公正なる概観」の相対性

「真実且つ公正なる概観」は絶対的なものか。

「真実且つ公正なる概観」は相対的なものである。

「真実且つ公正なる概観」規定が要請しているのは唯一無二の「真実且つ公正なる概観」ではな³⁸⁾い。少なくも、現況に於いては³⁹⁾。

37) 計算書類は、企業を取り巻く各種利害関係者間の伝達の媒介物である。そこで、斯かる観点より、利害関係者は計算書類の送り手と計算書類の受け手とに大別される。

計算書類の内容なるものが、その受け手に依り、正しく、即ちその送り手がそこに意図した通りに把握されなければ成らないことは言を俟たない。然れば、計算書類に関わる文言も、この両者に依り同義のものとして用いられ、且つ解釈されなければ成らない。然もなくば、それこそ、人を誤り導く様なことと成る。

友岡、前掲稿、23)、1986年6月、p. 111.

然り乍ら、チャスニィ曰く、『真実且つ公正なる概観』という文言に対して、受け手は逐語的な意を、送り手は専門的な意を夫々附与することも屢々である。」と。

Chastney, *op. cit.*, p. 92.

38) Robert Henry Parker (ed.), *Macmillian Dictionary of Accounting*, 1984, p. 173.

39) 「真実且つ公正なる概観」規定の現況を如実に物語る事例に就いては、以下を参照されたい。

友岡、前掲稿、10)、1986年8月、pp. 1-37.

別言するに、1箇の企業の1箇の会計年度に就いても複数の「真実且つ公正なる概観」が存し得る。

「真実且つ公正なる概観」規定の優先性は、場合に依っては現行の具象的な個別規定からの逸脱が認められる余地も存するという丈のものにしか過ぎない。

斯かる逸脱の余地は、それが、「真実且つ公正なる概観」を与え得る計算書類を齎す場合に限られている。のみならず、そこで求められているのは、「最高度の『真実且つ公正なる概観』」でもない。即ち、現行の具象的な個別規定に準拠する限り如何なる「真実且つ公正なる概観」をも与え得ない場合にのみ、斯かる逸脱が認められているのである。

「真実且つ公正なる概観」は相対的なものである。⁴⁰⁾

抑会計に於いては、1箇の経済事象に就いても複数の処理方法が存するからである。

会計実務に於いてのみならず、「一般に認められた会計原則」の枠内に於いてさえ同断である。

無論、斯かる事實は、夫々の情況に応じて、適切な処理方法が選択適用されるべきであるという考え方に基づいている筈である。然して、適切な処理方法が「真実且つ公正なる概観」に繋がるということに成る筈である。

然るに、処理方法の適切性も又相対的なものである。

適切な処理方法は「真実且つ公正なる概観」に繋がりに、より適切な処理方法は「より高度の『真実且つ公正なる概観』」に繋がりに、然して、最も適切な処理方法は「最高度の『真実且つ公正なる概観』」に繋がりに、

40) チャスニィは以下の如くに説く。

2箇の類似の企業が、類似の資産に就いて夫々異なる減価償却率を適用する場合に於いても、監査人が、監査報告書上、両者の計算書類は共に「真実且つ公正なる概観」を与えているという意見を表明することは屢々である。然るに、監査人は、意見として表明することはないにせよ、何れかの計算書類の方が「より高度の『真実且つ公正なる概観』」を与えていると考えるかも知れない。即ち、「真実性」及び「公正性」の何れに就いても、程度なるものが存するのである。

「当該計算書類は如何なる程度の『真実且つ公正なる概観』を与えるものであるか。」ということに就いての意見を監査人に求むことは無理であるかも知れない。が然し、斯かる意見は、計算書類の利用者にとり、価値を有するものと成らう。

Chastney, *op. cit.*, p. 53.

チャスニィは、「真実且つ公正なる概観」を相対的なものとして捉えている。

ホロックスは以下の如くに説く。

「真実且つ公正なる概観」に就いての逐語的な解釈に基づく場合には、唯一無二の貸借対照表なるものが存し得る。

Horrocks, *op. cit.*, p. 568.

然るに、チャスニィは、以下の如くにホロックスを駁する。

ホロックスは、「真実性」及び「公正性」の何れに就いても、範囲なるものが存することを看過している。

Chastney, *op. cit.*, p. 45.

チャスニィの引く以下の如き例も又、程度乃至範囲なるものと関わらしめて捉えるべきであろう。

オランダに於ける幾箇かの企業は、取得原価主義に基づく計算書類に加えて、所謂取替原価主義 (replacement cost basis) に基づく計算書類を作成している。然して、監査人は、監査報告書上、取替原価主義が「一般に認められた会計原則」の枠内に存するものではないとはいえ、取替原価主義に基づく計算書類が与えるものは「『公正なる概観』を超えるもの」とであるとする意見を表明している。

然して、チャスニィは、「『公正なる概観』を超えるもの」とは、即ち「公正性」の範囲外に存するもの

、 のことであると指摘する。

Ibid., p. 66.

如上の指摘それ自体は当たり前のことであるが、「真実性」及び「公正性」に就いて程度乃至範囲なるものが存するとするチャスニィの見が斯かる指摘からも看取される。

尚、監査人の意見に於ける「取替原価主義が『一般に認められた会計原則』の枠内に存するものではないとはいえ、」という件の表現に就いては聊疑問が生ずるかも知れない。即ち、会計専門家の立場よりする専門的な「解釈」を採るとするならば、寧ろ「取替原価主義が『一般に認められた会計原則』の枠内に存するものではないが故に、」との如き表現にすべきではないかという疑問である。然り乍ら、「公正性」の範囲外に存するものであるとはいえ、『「公正なる概観」たり得ないもの』ではなくして、『「公正なる概観」を超えるもの』であるという意を強調すべく、斯様な表現の意見に成っていると解すべきであろう。

他方に於いてチャスニィは、稍異なる観点より以下の如くに説く。

イギリス会社法は、業務状態及び損益の両者に関して「真実且つ公正なる概観」を要請している。が然し、一方に関する「真実且つ公正なる概観」を与える為に、他方に関する「真実且つ公正なる概観」が犠牲にされる場合も生じ得る。即ち、業務状態に関する「真実且つ公正なる概観」と損益に関する「真実且つ公正なる概観」との間に何か相容れないものが存する場合である。

Ibid., p. 60.

チャスニィは、業務状態に関する「真実且つ公正なる概観」と損益に関する「真実且つ公正なる概観」とを、夫々別個のものとして捉えている様である。

前者は、即ち貸借対照表が与える「真実且つ公正なる概観」であり、後者は、即ち損益計算書が与える「真実且つ公正なる概観」である。

思うに、棚卸資産の原価配分方法の選択が1箇の例と成るかも知れない。

先入先出法 (first-in first-out method) を選る場合には、損益に関する「真実且つ公正なる概観」が業務状態に関する「真実且つ公正なる概観」の犠牲と成り、後入先出法 (last-in first-out method) を選る場合には、業務状態に関する「真実且つ公正なる概観」が損益に関する「真実且つ公正なる概観」の犠牲と成る。

但し、一応ここでは、「現在原価数値こそが『資産の価値』を有様に表すものである。」との認識が前提として存するとしよう。

先入先出法を適用する場合、棚卸資産価額は、会計年度末に於ける現在原価額に近似する。然して、それは、業務状態に関する「真実且つ公正なる概観」に繋がる。然るに、売上原価額は、現在原価額というよりも寧ろ可成過去の取得原価額に基づくことと成り、売上額と売上原価額との同一水準的な対応を殆ど達し得ない。故に、損益に関する「真実且つ公正なる概観」は犠牲と成る。

後入先出法を適用する場合、売上原価額は、現在原価額に近似した取得原価額に基づくことと成り、売上額と売上原価額との同一水準的な対応を可成達し得る。然して、それは、損益に関する「真実且つ公正なる概観」に繋がる。然るに、棚卸資産価額は、会計年度末に於ける現在原価額というよりも寧ろ可成過去の取得原価額と成る。故に、業務状態に関する「真実且つ公正なる概観」は犠牲と成る。

取り敢えず、チャスニィの説くところを叙上の如くに解し置く。

チャスニィは、「真実且つ公正なる概観」を相対的なものとして捉えた上で、斯く指摘している。が然し、そこで与えられるものが「最高度の『真実且つ公正なる概観』」たり得ないことは言を俟たない。

如上の原価配分方法に依り齎されるものが単に近似的な現在原価額にしか過ぎないという意に於いてのみならず、他方に関する「真実且つ公正なる概観」を犠牲にして与えられる様なものをもって「最高度の『真実且つ公正なる概観』」と看做し得る筈はないという意に於いてもである。

加うるに、先入先出法を適用する場合の損益計算書が与えるもの及び後入先出法を適用する場合の貸借対照表が与えるものを夫々「真実且つ公正なる概観」とするか否かということも問題と成ろうが、それは、「真実且つ公正なる概観」という文言の解釈方法如何に依り左右される問題である。仮に、会計専門家の立場よりする専門的な「解釈」を採るとするならば、共に「真実且つ公正なる概観」であるということに成る。何となれば、先入先出法及び後入先出法は、何れも「一般に認められた会計原則」の枠内に存するものであるからである。但し、仮令それが「真実且つ公正なる概観」であるとしても、先入先出法を適用する場合の損益計算書が与える「真実且つ公正なる概観」は、斯かる場合の貸借対照表が与える「真実且つ公正なる概観」に劣り、仮令それが「真実且つ公正なる概観」であるとしても、後入後出法を適用する場合の貸借対照表が与える「真実且つ公正なる概観」は、斯かる場合の損益計算書が与える「真実且つ公正なる概観」に劣ることは言を俟たない。

何れにせよ、ここでの「真実且つ公正なる概観」は相対的なものである。

「真実且つ公正なる概観」規定をより具象的に検討する際には、叙上の如くに、業務状態に関する「真実且つ公正なる概観」と損益に関する「真実且つ公正なる概観」とを、夫々別個のものとして捉えることも確かに必要であろう。

概観』に繋がる。

法解釈上は斯く捉えざるを得ない。

処理方法の適切性は、必ずしも「客観的に」決し得るものではない。即ち、如何なる処理方法をもって最も適切なものとするかということそれ自体が、いわば「主観的な (subjective)」判断に依存している。

極言するに、そこに存する人の数と同じ数の「真実且つ公正なる概観」が存し得る。⁴¹⁾

41) 複数の「真実且つ公正なる概観」が存する乃至存し得るとする向きは多い。

カウアンは以下の如くに主張する。

仮令、計算書類が、或る特定の利害関係者にとっての「真実且つ公正なる概観」を与えるべく作成されているとしても、斯かる計算書類は、いわば目的の定かでない計算書類に比して、より高い価値を有する。

Cowan, *op. cit.*, p. 791.

カウアンは、利害関係者、即ち計算書類の利用者毎に夫々異なる「真実且つ公正なる概観」が存すると看做している様である。

既述の如くにカウアンは、「明瞭性」という意をもって「公正性」を解釈すべきと確信している様である。

Ibid., p. 791.

即ち、「不偏性」という意をもってする解釈を否定するが故にこそ、「或る特定の利害関係者にとっての『真実且つ公正なる概観』との如きものが存し得ると説くのであろう。否、というよりも寧ろ、計算書類は株主の為のものであるということとを主張せんが為に、斯様に説くのであろう。

聊牽強附会の見といわざるを得ない。

何れにせよ、我々が首肯し兼ねることは言を俟たない。

ライアン曰く、「そこに存する概観者 (viewers) の数と同じ数の『真実且つ公正なる』概観 (views) が存するという結論は不可避である。」と。

Ryan, *op. cit.*, 10), p. 14.

尚、ライアンのいう「概観者」とは、計算書類をみる人のことではなくして、経済事象それ自体をみる人、即ち計算書類の作成者のことである。

ホフマン及びアードンは以下の如くに説く。

「真実且つ公正なる概観」を与える為に採るべき処理方法に関しては、異なる見が示される場合が時として存する。然して、斯かる場合に於いては、1箇の業務状態に就いても複数の「真実且つ公正なる概観」が存し得ることと成る。

斯くして、「真実且つ公正なる概観」は相対的なものである。然れば、計算書類上の情報量の決定に際しては、所謂費用便益有効度 (cost benefit effectiveness) を鑑みる必要が生ずる。

Hoffman et al., *op. cit.*, par. 7.

「真実且つ公正なる概観」を費用便益有効度と関わらしむ考え方に就いて、我々は否定的である。否、というよりも寧ろ、会計に於いて費用便益有効度を鑑みることにそれ自体が、我々の立場とは相容れないものである。

リーはプリントを駁して曰く、「唯一無二の『真実且つ公正なる概観』は存しないということ、従って、現実には複数のそれが存するというに就いて、プリントは聊の疑問も抱いていない。」と。

Lee, *op. cit.*, 11), p. 17.

リーはプリントに対して批判的である。が然し、斯かる問題に就いてのリー自身の見は明らかでない。

但し、リーも、会計に於ける現況に就いて以下の如くに説く。

1箇の企業の1箇の会計年度に就いても、様々な業務状態乃至様々な損益なるものが存し、その何れもが「真実且つ公正なる概観」に繋がることとされる可能性が存する。何となれば、会計に於いては、状況の変化に連れていわば既に陳腐化した処理方法をも除去することなく、様々な処理方法が蓄積されてきているからである。

Lee, *op. cit.*, 22), 1972, pp. 130-131.

Lee, *op. cit.*, 22), 1982, pp. 146-147.

Lee, *op. cit.*, 22), 1986, p. 149.

チャスニィは以下の如くに指摘する。

各人各様の「真実且つ公正なる概観」が存し得る。

仮に、「真実且つ公正なる概観」を絶対的なものとして捉えるならば、最も適切な処理方法が唯一無二の「真実且つ公正なる概観」に繋がるということに成る筈である。仮に、処理方法の適切性も又絶対的なものとして捉えるならば、適切な処理方法が唯一無二の「真実且つ公正なる概観」に繋がるということに成る筈である。

扱、「真実且つ公正なる概観」規定の優先性が、専門的な知識及び経験に支えられた判断を求めているということは確かであり、その点に就いては評価もし得る。

「真実且つ公正なる概観」を絶対的なものとして捉え、唯一無二の「真実且つ公正なる概観」を与え得る計算書類を齎す為の優先性であるのならば、高く評価し得る。縦しんば、「真実且つ公正なる概観」を相対的なものとして捉えるとしても、「最高度の『真実且つ公正なる概観』」を与え得る計算書類を齎す為の優先性であるのならば、高く評価し得る。

惜しむべし、現実には、極めて限られた意に於ける優先性にしか過ぎない。⁴²⁾

「真実且つ公正なる概観」が相対的なものとして捉えられているのみならず、求められているのは「最低度の『真実且つ公正なる概観』」にしか過ぎないのである。

現行の具象的な個別規定への準拠が「最低度の『真実且つ公正なる概観』」すら齎し得ない場合に於いてのみ、斯かる優先性が認められる。

現行の具象的な個別規定への準拠から齎されるものに比して「より高度の『真実且つ公正なる概観』」を齎さんとする場合に於いては、斯かる優先性が認められない。

畢竟、何等かの「真実且つ公正なる概観」が与えられていれば足るのであり、「より高度の『真実且つ公正なる概観』」乃至「最高度の『真実且つ公正なる概観』」を与えんが為にする現行の具象的な個別規定からの逸脱は認められないのである。

叙上の如き現況である。

「真実且つ公正なる概観」が相対的なものであるということは、我々も否定し得ない。が然し、それを相対的なものとして捉える限り、「真実且つ公正なる概観」規定の優先性の意は極めて限られたものと成らざるを得ない。少なくとも、法解釈に於いては。

そこで我々は考える。

相対的なものにしか過ぎない「真実且つ公正なる概観」を、恰も絶対的なものであるかの如くに

唯一無二の「真実且つ公正なる概観」に繋がる様な処理方法等凡そ存し得ないということをお認むべきである。

「真実性」及び「公正性」は、何れも「主観的な (subjective)」ものである。即ち、絶対的なものではない。然して、イギリス会社法が要請するものも、唯一無二の「真実且つ公正なる概観」ではないのである。

Chastney, *op. cit.*, p. 91.

42) 友岡, 前掲稿, 10), 1986年8月, pp. 31, 36-37.

捉えることに依ってこそ、「真実且つ公正なる概観」が進化し、延いて会計が進化する。即ち、「より高度の『真実且つ公正なる概観』を与え得るということが判明した場合には、従前「真実且つ公正なる概観」であるとしていたものが「真実且つ公正なる概観」⁴³⁾ではなく成る。

斯様に把捉すべきである、と我々は考える。

「真実且つ公正なる概観」は進化してゆく。

進化してゆくという意に於いて、それは相対的なものである。が然し、常に求むべきものは唯一無二の「真実且つ公正なる概観」である。

相対的なものというよりも寧ろ、動的なものというべきかも知れない。⁴⁴⁾

斯様に把捉することに依ってこそ、「真実且つ公正なる概観」規定の真の存在意義、然して、会計専門家の真の存在意義が生ずる、と我々は考える。

「『真実且つ公正なる概観』とは何ぞや。」と常住坐臥に自問し、唯一無二の「真実且つ公正なる概観」を追い求めてゆく。

それが会計専門家の務めである。

43) ディヴィソン曰く、「50年前には真実且つ公正なる概観として認められていたとしても、現在では、最早真実且つ公正なる概観として認められない様なものが存するかも知れない。」と。

Davison, *op. cit.*, p. 4.

44) 会計基準委員会は以下の如くに説く。

「真実且つ公正なる概観」は静的なものたり得ない。

「真実且つ公正なる概観」は動的なものである。即ち、会計に於ける考え方が変化してゆくに連れて、それも又変化してゆくものである。

The Accounting Standards Committee, *Setting Accounting Standards—Report and Recommendations by the Accounting Standards Committee*, 1981, p. 17.

トゥーディーは以下の如くに指摘する。

「真実且つ公正なる概観」は、計算書類の作成者にとり動的ないわば準拠枠である。即ち、計算書類に対する人々の期待が変化してゆくに連れて、それも又変化してゆくものである。

然して、取り分け留意すべきは、唯一無二の「真実且つ公正なる概観」に到達することは決してないということである。

Tweedie, *op. cit.*, p. 425.

チャスニィは以下の如くに指摘する。

若しも、「真実且つ公正なる概観」を動的なものとするならば、それは、「継続性の原則」と共存し難いものと成る。何となれば、「継続性の原則」への準拠なるものは、動的な「真実且つ公正なる概観」を維持する為にする処理方法の変更を妨げる筋合いにあるからである。

Chastney, *op. cit.*, p. 54.

チャスニィは、「継続性の原則」の存在意義を稍曲解している様である。

因みに、オーストラリア勅許会計士協会は以下の如くに説く。

「継続性の原則」への準拠なるものは、「真実且つ公正なる概観」を齎す為の充分条件たり得ないが、必要条件ではある。

The Institute of Chartered Accountants in Australia, *Statements on Accounting Principles and Recommendations on Accounting Principles*, 1967, pp. 5-6.

然るに、オーストラリア勅許会計士協会は、「継続性の原則」の真の存在意義を理會しているが故にではなくして、会計専門家の立場よりする専門的な「解釈」をもって「真実且つ公正なる概念」を捉えているが故に、斯様に説いているにしか過ぎない。

無論、「継続性の原則」の存在意義に就いては様々な見が存するし、又我々も聊の見を有する。然れども、「継続性の原則」の存在意義に就いてのより深い論は、一応本稿の埒外のものとして置く。

それが「真実且つ公正なる概観」の進化に繋がる。

具象的な個別規定も「真実且つ公正なる概観」の進化に追随してゆくが、そこに或る程度の後れが生ずるのは当である。然して、斯かる後れを埋め合わせるものが、「真実且つ公正なる概観」規定の優先性に外ならないのである。

嘗て「真実且つ公正なる概観」とされていたものは与え得るが、進化した「真実且つ公正なる概観」は与え得ないとの如き場合にこそ、現行の具象的な個別規定からの逸脱が認められる。否、というよりも寧ろ、斯かる逸脱が求められるべきことと成る。

然して、具象的な個別規定も又進化してゆく。

後手々々にではあるが。

如上の事柄は、法律上の具象的な個別規定のみならず、「一般に認められた会計原則」に就いても総て同断である。

VII 結 語

「真実且つ公正なる概観」は、「偏りのない会計」を求む文言である。然して、「真実且つ公正なる概観」を与える計算書類とは、社会的な秩序の維持という会計の目的に適う計算書類、別言するに、会計の利害調整機能を遂行し得る計算書類に外ならない、と我々は考える。

「真実且つ公正なる概観」は相対的なものである。然れども、相対的なものにしか過ぎない「真実且つ公正なる概観」を、恰も絶対的なものであるかの如くに捉えることに依ってこそ、「真実且つ公正なる概観」が進化し、延いて会計が進化する、と我々は考える。

〔追 記〕

慶應義塾大学商学部笠井昭次教授からは、常日頃より同教授の一聯の御論述を通じ、「会計を考える態度」ともいうべきものに就いて貴重な御示教を賜わっている。

又、京都大学経済学部醍醐聡助教授からは、醍醐聡「サロン・ド・クリティーク」『企業会計』第39巻第1号、1987年1月、pp. 154-155を通じ、友岡賛「『真実且つ公正なる概観』考 <その2>——アーガイル・フーズ社の事例を中心に——」『三田商学研究』第29巻第3号、1986年8月、pp. 1-37 に就いて有益な御細評を賜わった。

ここに併せて心より謝意を表したい。

「真実且つ公正なる概観」という文言に関わる文献でこれ迄に我々が渉猟したものの極一部、即ち、我々の論述との関聯に於いて既に取り上げたものを含み、別けても肝要と思われるものを選び、以下に挙げて置きたい。

[文 献]

1. Accounting Standards Committee, The, *Setting Accounting Standards—Report and Recommendations by the Accounting Standards Committee*, 1981.
2. Accounting Standards Committee, The, *Explanatory Foreword*, Statement of Standard Accounting Practice, n. d.
3. Alexander, David J. A., *Financial Reporting—The Theoretical and Regulatory Framework*, 1986.
4. Alexander, David J. A., Whose View Is the 'True and Fair' View? *Accountancy*, Vol. 97, No. 1112, Apr. 1986.
5. Anderson, J. V. R., 'True and Fair' in the EEC, *The Accountant*, Vol. 174, No. 5278, 4 Mar. 1976.
6. Anon., True and Fair—The Institute and the Jenkins Committee, *The Accountant*, Vol. 144, No. 4510, 27 May 1961.
7. Anon., Editors' Notebook, *The Journal of Accountancy*, Vol. 126, No. 1, Jul. 1968.
8. Anon., A True and Fair View?—New Look at Traditional Principles, *The Accountant*, Vol. 164, No. 5032, 27 May 1971.
9. Anon., From the Editor—Fare Thee Well 'True and Fair'? *The South African Chartered Accountant/Die Suid-Afrikaanse Geoktrooieerde Rekenmeester*, Vol. 8, No. 8, Aug. 1972.
10. Anon., A True and Fair View—Proposals for Reform, *The Chartered Accountant in Australia*, Vol. 43, No. 7, Jan. 1973.
11. Anon., True and Fair in Europe, *The Accountant*, Vol. 168, No. 5130, 12 Apr. 1973.
12. Anon., Editorial—Multi Nationals—A True and Fair View, *The Chartered Accountant in Australia*, Vol. 44, No. 3, Sep. 1973.
13. Anon., DoT Statement on 'True and Fair', *Accountancy*, Vol. 93, No. 1062, Feb. 1982.
14. Anon., 'True and Fair' —ASC Seeks Legal Clarification, *Accountancy*, Vol. 94, No. 1083, Nov. 1983.
15. Anon., The Way Ahead on CCA—Statement at Last, *Accountancy*, Vol. 95, No. 1089, May 1984.
16. Anon., True and Fair Override, *Accountancy*, Vol. 95, No. 1089, May 1984.
17. Anon., T. Clarke Resorts to True and Fair View on SSAP 9, *Accountancy*, Vol. 96, No. 1102, Jun. 1985.
18. Arnett, Harold Edward, The Concept of Fairness, *The Accounting Review*, Vol. 42, No. 2, Apr. 1967.
19. Arthur Andersen & Co., *The Postulate of Accounting—What It Is, How It Is Determined and How It Should Be Used*, 1960.
20. Arthur Andersen & Co., *Objectives of Financial Statements for Business Enterprises*, 1972.
21. Ashton, Raymond K., *UK Financial Accounting Standards—A Descriptive and Analytical Approach*, 1983.
22. Ashton, Raymond K., The Royal Mail Case—A Legal Analysis, *Abacus*, Vol. 22, No. 1, Mar. 1986.
23. Barton, Allan D., *Objectives and Basic Concepts of Accounting*, 1982.

24. Baxt, Robert, True and Fair View—A Legal Analysis, *The Accountants' Journal* (New Zealand), Vol. 46, No. 8, Apr. 1968.
25. Baxt, Robert, True and Fair Accounts—A Legal Anachronism, *The Australian Law Journal*, Vol. 44, No. 11, 30 Nov. 1970.
26. Benston, George James, Accounting Standards in the United States and the United Kingdom—Their Nature, Causes and Consequences, *Vanderbilt Law Review*, Vol. 28, No. 1, Jan. 1975.
27. Bernard, Guy, The Effects of the 4th EC Directive on the Presentation of Accounts in Luxembourg, *Journal U. E. C.*, Vol. 14, No. 2, Apr. 1979.
28. Bird, Peter A., *Accountability—Standards in Financial Reporting*, 1973.
29. Bird, Peter A., After Argyll Foods What Is 'A True and Fair View' ? *Accountancy*, Vol. 93, No. 1066, Jun. 1982.
30. Bird, Peter A., Group Accounts and the True and Fair View, *The Journal of Business Law*, 1982, No. 5, Sep. 1982.
31. Bird, Peter A., What Is 'A True and Fair View' ? *The Journal of Business Law*, 1984, No. 6, Nov. 1984.
32. Birkett, W. P., True and Fair—The Law and Accounting, *The Australian Lawyer*, Vol. 7, Part 7, 15 May 1968.
33. Block, H. J., The Effects on Accountancy Legislation in Belgium of the Fourth EC Council Directive Relating to the Annual Accounts of Certain Types of Companies, *Journal U. E. C.*, Vol. 15, No. 1, Jan. 1980.
34. Boyle, Anthony John and Birds, John(eds.), *Boyle and Birds' Company Law*, 1983.
35. Burton, John Campbell, Fair Presentation—Another View, *The CPA Journal*, Vol. 45, No. 6, Jun. 1975.
36. Busse von Colbe, Walther, True and Fair—The German Way, *Accountancy Age*, 7 Nov. 1980.
37. Busse von Colbe, Walther, A True and Fair View—A German Perspective, in Gray, S. J. and Coenenberg, A. G. (eds.), *EEC Accounting Harmonization—Implementation and Impact of the Fourth Directive*, 1984.
38. Button, R. H., *What Is True and Fair?—A Critical Review of Present Accounting Standards*, a paper presented at the 1st Congress of Chartered Accountants of South Africa and South Rhodesia, 1955.
39. Caie, Roderick, Qualifications in Audit Reports—What Is 'A True and Fair View' ? *The Accountant*, Vol. 165, No. 5049, 23 Sep. 1971.
40. Castellano, Joseph F. and Roehm, Harper Andrews, An Approach to Fairness in Disclosure, *Management Accounting*(United States of America), Vol. 56, No. 8, Feb. 1975.
41. Chambers, Raymond John, Financial Information and the Securities Market, *Abacus*, Vol. 1, No. 1, Sep. 1965.
42. Chan, Stephen, Letter, *The Journal of Accountancy*, Vol. 133, No. 2, Feb. 1972.
43. Chan, Stephen, Letter, *The CPA Journal*, Vol. 42, No. 2, Feb. 1972.
44. Chastney, J. G., *True and Fair View—A Study of the History and Meaning of True and Fair and a Consideration of the Impact of the Fourth Directive*, a report prepared for the Research Committee of the Institute of Chartered Accountants in England and Wales, Research Committee Occasional Paper No. 6, The Institute of Chartered Accountants in England

- and Wales, 1975.
45. Clara, Jean, The Repercussions of the 4th Directive on Accounting Regulation in France, *Journal U. E. C.*, Vol. 14, No. 4, Oct. 1979.
 46. Clarke, Frank L., Consumer Protection—Standards, and True and Fair, *The Accountant's Magazine*, Vol. 88, No. 941, Nov. 1984.
 47. Cooper, Vivian Rupert Vaughan, *Manual of Auditing*, 1966.
 48. Cowan, Thomas Keith, A Resources Theory of Accounting, *The Accounting Review*, Vol. 40, No. 1, Jan. 1965.
 49. Cowan, Thomas Keith, Are Truth and Fairness Generally Acceptable? *The Accounting Review*, Vol. 40, No. 4, Oct. 1965.
 50. Davison, Ian Frederic Hay, *Accounting Standards, the True and Fair View and the Law*, a report presented at the Financial Times Conference on New Challenge for the Accountancy Profession, 1983.
 51. Deloitte Haskins & Sells, *Accounting for the Effects of Changing Prices—A Commentary on ED 35*, 1984.
 52. Demirag, Istemi and Macve, Richard, A 'True and Fair' View and the Treatment of Long-Term Contract Work in Progress, *The Accountant's Magazine*, Vol. 90, No. 959, Jun. 1986.
 53. de Paula, Frederic Rudolf Mackley, *Developments in Accounting*, 1948.
 54. Dicksee, Lawrence Robert, *Auditing—A Practical Manual for Auditors*, 1892.
 55. Dominiak, Geraldine Florence and Louderback, Joseph Girard, III, 'Present Fairly' and Generally Accepted Accounting Principles, *The CPA Journal*, Vol. 42, No. 1, Jan. 1972.
 56. Earle, Victor M., III, The Fairness Myth, *Vanderbilt Law Review*, Vol. 28, No. 1, Jan. 1975.
 57. Edey, Harold Cecil, Company Accounting in the Nineteenth and Twentieth Centuries, in Chatfield, Michael (ed.), *Contemporary Studies in the Evolution of Accounting Thought*, 1968.
 58. Edey, Harold Cecil, The True and Fair View, *Accountancy*, Vol. 82, No. 936, Aug. 1971.
 59. Edwards, John Richard (ed.), *British Company Legislation and Company Accounts 1844-1976*, 2 Vols, 1980.
 60. Eggers, H. C., True and Fair, *The South African Accountant/Die Suid-Afrikaanse Rekenmeester*, Vol. 10, No. 2, Jun. 1963.
 61. Ernst & Whinney, *The Fourth Directive—Its Effect on the Annual Accounts of Companies in the European Economic Community*, 1979.
 62. Ernst & Whinney, *The Impact of Seventh Directive*, 1984.
 63. Flint, David, The Widening Responsibility of the Accountant, *The Accountant's Magazine*, Vol. 77, No. 804, Jun. 1973.
 64. Flint, David, A True and Fair View in Corporate Reporting—Its Meaning and Significance, *Journal of the Law Society of Scotland*, Vol. 23, No. 12, Dec. 1978.
 65. Flint, David, True and Fair and ED 24—Directors' and Auditor's Dilemma, *The Accountant's Magazine*, Vol. 83, No. 880, Oct. 1979.
 66. Flint, David, *The Significance of the Standard 'True and Fair View'*, a paper presented at 1980 Invitation Research Lecture, The New Zealand Society of Accountants, 1980.
 67. Flint, David, *A True and Fair View in Company Accounts*, 1982.

68. Flint, David, An Onerous Responsibility, *The Accountant*, Vol. 187, No. 5605, 12 Aug. 1982.
69. Flint, David, A True and Fair View—A U. K. Perspective, in Gray, S. J. and Coenenberg, A. G. (eds.), *EEC Accounting Harmonization—Implementation and Impact of the Fourth Directive*, 1984.
70. Forster, A. Peter, *Accounting and Auditing in the Search for a True and Fair View*, a paper presented at the Accounting Association of Australia and New Zealand 1978 Conference, 1978.
71. Forster, A. Peter, The Will-o'-the-Wisp of True and Fair, *Professional Administrator*, Vol. 35, No. 1, Jan.-Mar. 1983.
72. Fortunato, Frank A., The Quest for Fairness in Accounting, *Management Accounting (United States of America)*, Vol. 53, No. 7, Jan. 1972.
73. Gambling, Trevor, 'A True and Fair View'—Fact or Fiction, *Accountancy*, Vol. 81, No. 919, Mar. 1970.
74. Glautier, Michael William Edgard and Underdown, Brian, *Accounting in a Changing Environment—From Book-Keeping to Decision Theory*, 1974.
75. Goerdeler, Reinhard, A True and Fair View or Compliance with the Law and the Company Statutes, *Die Wirtschaftsprüfung*, Jg. 26, Nr. 19, 1 Okt. 1973.
76. Gower, Laurence Cecil Bartlett, *The Principles of Modern Company Law*, 2nd ed., 1957.
77. Grenside, John, *Regularité et Sincérité des Comptes et True and Fair View*, a paper presented at Colloque International à Paris, 1975.
78. Harvey, Mike and Keer, Fred, *The Accounting Framework in Practice*, 1984.
79. Hawes, Douglas W., Truth in Financial Statements—An Introduction, *Vanderbilt Law Review*, Vol. 28, No. 1, Jan. 1975.
80. Heazlewood, C. T., True and Fair and the Companies (Amendment) Bill 1970, *The Chartered Accountant in Australia*, Vol. 41, No. 10, Apr. 1971.
81. Hein, Leonard William, The Auditor and the British Companies Acts, *The Accounting Review* Vol. 38, No. 3, Jul. 1963.
82. Hein, Leonard William, *The British Companies Acts and the Practice of Accountancy 1844-1962*, 1978.
83. Hendriksen, Eldon Sende, *Accounting Theory*, 4th ed., 1982.
84. Hoffman, Leonard and Arden, Mary H., *The Accounting Standards Committee Joint Opinion*, 1983.
85. Hoffman, Leonard and Arden, Mary H., *The Accounting Standards Committee Supplementary Joint Opinion*, 1984.
86. Horrocks, J., Are Published Balance Sheets Untrue and Unfair? *The Australian Accountant*, Vol. 37, No. 10, Oct. 1967.
87. Institute of Chartered Accountants in Australia, The, *Statement on General Principles of Professional Auditing Practice*, 1954.
88. Institute of Chartered Accountants in Australia, The, *Recommendations on Accounting Principles*, 1964.
89. Institute of Chartered Accountants in Australia, The, *Statements on Accounting Principles and Recommendations on Accounting Principles*, 1967.
90. Institute of Chartered Accountants in England and Wales, The, *Presentation of Balance*

- Sheet and Profit and Loss Account*, Recommendations on Accounting Principles No. 18, 1958.
91. Institute of Chartered Accountants in England and Wales, The, *The Effect of Statements of Standard Accounting Practice on Auditors' Reports*, 1971.
 92. Irish, R. A., Trial by Fire, *The Chartered Accountant in Australia*, Vol. 37, No. 3, Sep. 1966.
 93. Johansen, A. Runge, The Effects of the 4th EEC Directive on Legislation in Denmark, *Journal U. E. C.*, Vol. 14, No. 4, Oct. 1979.
 94. Johnston, Donald J., Fairness and the One-Part Opinion, *CA Magazine*, Vol. 112, No. 2, Feb. 1979.
 95. Johnston, Trevor Robert, *Is the Standard 'True and Fair View of the State of Affairs' Attainable in a Balance Sheet?* a paper presented at the 15th Advanced Accountancy Seminar 1966, Department of Accounting, Victoria University of Wellington, 1966.
 96. Johnston, Trevor Robert, Is the Standard 'True and Fair View of the State of Affairs' Attainable in a Balance Sheet? *The Accountants' Journal* (New Zealand), Vol. 45, No. 11, Jul. 1967.
 97. Johnston, Trevor Robert, Jager, Martin O. and Taylor, Reginald B., *The Law and Practice of Company Accounting in Australia*, 3rd ed., 1973.
 98. Johnston, Trevor Robert, Jager, Martin O. and Taylor, Reginald B., *The Law and Practice of Company Accounting in Australia*, 5th ed., 1983.
 99. Kemp, Patrick Samuel, Controversies on the Construction of Financial Statements, *The Accounting Review*, Vol. 38, No. 1, Jan. 1963.
 100. Kemp, Patrick Samuel, These Statements Present Fairly . . . , *The New York Certified Public Accountant*, Vol. 33, No. 9, Sep. 1963.
 101. Kemp, Patrick Samuel, A Further Look at Fairness in Accounting, *Management Accounting* (United States of America), Vol. 54, No. 7, Jan. 1973.
 102. Kenley, W. John and Staubus, George J., *Objectives and Concepts of Financial Statements*, 1972.
 103. Kohler, Eric Louis, Fairness, *The Journal of Accountancy*, Vol. 124, No. 6, Dec. 1967.
 104. Lee, Geoffrey Alan, *Modern Financial Accounting*, 1973.
 105. Lee, Thomas Alexander, The Nature of Auditing and Its Objectives, *Accountancy*, Vol. 81, No. 920, Apr. 1970.
 106. Lee, Thomas Alexander, A Brief History of Company Audits—1840-1940, *The Accountant's Magazine*, Vol. 74, No. 770, Aug. 1970.
 107. Lee, Thomas Alexander, Utility and Relevance—The Search for Reliable Financial Accounting Information, *Accounting and Business Research*, No. 3, Summer 1971.
 108. Lee, Thomas Alexander, *Company Auditing—Concepts and Practices*, 1972.
 109. Lee, Thomas Alexander, *Company Financial Reporting*, 1976.
 110. Lee, Thomas Alexander, *Company Financial Reporting*, 2nd ed., 1982.
 111. Lee, Thomas Alexander, *Company Auditing*, 2nd ed., 1982.
 112. Lee, Thomas Alexander, The Will-o'-the-Wisp of 'True and Fair', *The Accountant*, Vol. 187, No. 5601, 15 Jul. 1982.
 113. Lee, Thomas Alexander, The Neville Report on CCA—Confusion and Simplicity, *The Accountant's Magazine*, Vol. 87, No. 928, Oct. 1983.
 114. Lee, Thomas Alexander, ASC, CCA and a True and Fair View, *The Accountant's Maga-*

- zine, Vol. 88, No. 934, Apr. 1984.
115. Lee, Thomas Alexander, *Company Auditing*, 3rd ed., 1986.
 116. MacNeal, Kenneth, *Truth in Accounting*, 1939.
 117. Macve, Richard, *A Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting—The Possibilities for an Agreed Structure*, a report prepared at the request of the Accounting Standards Committee, 1981.
 118. Magee, Brian, *Dicksee's Auditing—A Practical Manual for Auditors*, 11th ed., 1951.
 119. May, George Oliver, The Choice before Us, *The Journal of Accountancy*, Vol. 89, No. 3, Mar. 1950.
 120. McMonnies, Peter, A View over the Brow—2, *The Accountant's Magazine*, Vol. 90, No. 957, Apr. 1986.
 121. Miller, M. C., 'True and Fair' and Auditors' Reports, *The Australian Accountant*, Vol. 39, No. 4, Apr. 1969.
 122. National Companies and Securities Commission, 'A True and Fair View' and the Reporting Obligations of Directors and Auditors, a consultative document with proposals for reform of provisions of the Companies Act and Codes, 1984.
 123. Nelson, L. Bruce, Generally Accepted Accounting Principles and Fair Presentation, *University of Colorado Law Review*, Vol. 43, No. 1, May 1971.
 124. New Zealand Society of Accountants, The, Presentation of Company Balance Sheets and Profit and Loss Accounts, Tentative Statement on Accounting Practice, *The Accountants' Journal* (New Zealand), Vol. 43, No. 3, Oct. 1964.
 125. New Zealand Society of Accountants, The, A 'True and Fair View'—Section 153 (1) of the Companies Act 1955, *The Accountants' Journal* (New Zealand), Vol. 57, No. 1, Feb. 1978.
 126. Niehus, Rudolf J., The Transformation of the Fourth Directive into German Law, *Journal U. E. C.*, Vol. 14, No. 3, Jul. 1979.
 127. Nobes, Christopher W., The Evolution of the Harmonising Provisions of the 1980 and 1981 Companies Acts, *Accounting and Business Research*, Vol. 14, No. 53, Winter 1983.
 128. Olson, Wallace E., The Search for Fairness in Financial Reporting, *The Journal of Accountancy*, Vol. 141, No. 5, May 1976.
 129. Parker, Robert Henry (ed.), *Macmillian Dictionary of Accounting*, 1984.
 130. Pattillo, James Wilson, *The Foundation of Financial Accounting*, 1965.
 131. Pattillo, James Wilson, Financial Responsibility Requires Fairness to All Parties, *The Louisiana Certified Public Accountant*, Vol. 28, No. 2, Fall 1968.
 132. Pham, Dang, A True and Fair View—A French Perspective, in Gray, S. J. and Coenenberg, A. G. (eds.), *EEC Accounting Harmonization—Implementation and Impact of the Fourth Directive*, 1984.
 133. Pixley, Francis William, *Auditors—Their Duties and Responsibilities*, 1881.
 134. Popoff, Boris, Postulates, Principles and Rules, *Accounting and Business Research*, No. 7, Summer 1972.
 135. Popoff, Boris, *Some Conceptualizing on the True and Fair View*, Working Paper No. 39, Center for Accounting Research, School of Accounting, University of Southern California, 1983.
 136. Popoff, Boris, Some Conceptualizing on the True and Fair View, *The International Jour-*

- nal of Accounting Education and Research*, Vol. 19, No. 1, Fall 1983.
137. Popoff, Boris and Cowan, Thomas Keith, *Analysis and Interpretation of Financial Statements*, 1981.
 138. Richardson, J. Peter C., A True and Fair View Seen From the United States, *Accountancy*, Vol. 77, No. 878, Oct. 1966.
 139. Rosenfield, Paul and Lorensen, Leonard, Auditors' Responsibilities and the Audit Report, *The Journal of Accountancy*, Vol. 138, No. 3, Sep. 1974.
 140. Rutherford, Brian A., Spoilt Beauty—The True and Fair View Doctrine in Translation, *AUTA Review*, Vol. 15, No. 1, Spring 1983.
 141. Rutherford, Brian A., The True and Fair View Doctrine—A Search for Explication, *Journal of Business Finance & Accounting*, Vol. 12, No. 4, Winter 1985.
 142. Rutteman, Paul, Implementing the Fourth Directive in the U. K., *Journal U. E. C.*, Vol. 15, No. 1, Jan. 1980.
 143. Ryan, F. J. O., A True and Fair View, *Abacus*, Vol. 3, No. 2, Dec. 1967.
 144. Ryan, F. J. O., A True and Fair View, *The Journal of Accountancy*, Vol. 126, No. 1, Jul. 1968.
 145. Ryan, F. J. O., A True and Fair View Revisited, *The Australian Accountant*, Vol. 44, No. 1, Feb. 1974.
 146. Schulte-Groß, Horst, Second Anglo-German Seminar in Harrogate, *Journal U. E. C.*, Vol. 9, No. 1, Jan. 1974.
 147. Scott, DR, The Basis for Accounting Principles, *The Accounting Review*, Vol. 16, No. 4, Dec. 1941.
 148. Scribbins, P. W., Letter, *Accountancy*, Vol. 96, No. 1106, Oct. 1985.
 149. Sharp, Kenneth, CCA—Profession Fails in Its Duty to Business, *Accountancy*, Vol. 95, No. 1088, Apr. 1984.
 150. Sherer, Michael and Kent, David, *Auditing and Accountability*, 1983.
 151. Stamp, Edward, *The Future of Accounting and Auditing Standards*, International Centre for Research in Accounting Occasional Paper No. 18, University of Lancaster, 1979.
 152. Steele, Anthony and Haworth, Jean, Auditors' View on the Truth and Fairness of CCA, *Accounting and Business Research*, Vol. 16, No. 62, Spring 1986.
 153. Stone, Donald Edwin, The Objective of Financial Reporting in the Annual Report, *The Accounting Review*, Vol. 42, No. 2, Apr. 1967.
 154. Study Group at the University of Illinois, A, *A Statement of Basic Accounting Postulates and Principles*, 1964.
 155. Taylor, Peter and Turley, W. Stuart, *The Regulation of Accounting*, 1986.
 156. Tilly, Horace S. J., Two Audit Opinions Better Than One? *The Accountants' Journal* (New Zealand), Vol. 61, No. 7, Aug. 1982.
 157. Topham, Alfred Frank, *Palmer's Company Law*, 19th ed., 1949.
 158. Turley, W. Stuart., International Harmonization of Accounting—The Contribution of the EEC Fourth Directive on Company Law, *The International Journal of Accounting, Education and Research*, Vol. 18, No. 2, Spring 1983.
 159. Tweedie, David P., The ASC in Chains—Wither Self-Regulation Now? *Accountancy*, Vol. 94, No. 1075, Mar. 1983.
 160. Tweedie, David P., True and Fair Rules, *The Accountant's Magazine*, Vol. 87, No. 929,

- Nov. 1983.
161. Underdown, Brian and Taylor, Peter J., *Accounting Theory and Policy Making*, 1985.
 162. Wessel, P. A., The Effects of the 4th EC Directive on Legislation in the Neatherlands, *Journal U. E. C.*, Vol. 14, No. 2, Apr. 1979.
 163. Williams, Peter, Oil Company Auditor Face True and Fair View Crisis, *Accountancy Age*, 3 Apr. 1986.
 164. Woolf, Emile, Users of Accounts Want More Than Just True and Fair, *Accountancy*, Vol. 97, No. 1109, Jan. 1986.
 165. Wyld, Richard, 'Generally Accepted Accounting Principles'—What Dose It Mean? *Accountancy*, Vol. 95, No. 1075, Mar. 1983.
 166. Zeff, Stephen Addam, Truth in Accounting—The Ordeal of Kenneth MacNeal, *The Accounting Review*, Vol. 57, No. 3, Jul. 1982.

尚、人名に就いては、以下に依り我々が確認し得た限りに於いて詳細に示した。

British Library General Catalogue of Printed Books, The.

Comprehensive Dessertation Index.

National Union Catalog, The.